

国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画書(案)

2 0 0 8

鎌ヶ谷市教育委員会

目 次

序	(2)文化財保護法(国指定史跡) ...24
例言	7. 公有化状況.....24
第 章 計画策定の目的と経緯	第 章 史跡の保存管理
第 1 節 保存管理計画策定の目的と位置付け ... 1	第 1 節 保存管理の基本方針27
第 2 節 保存管理計画策定に至る経緯 ... 3	第 2 節 地区区分27
1. 史跡指定とその範囲..... 3	1. 地区区分の設定.....27
2. 史跡指定の経緯..... 3	(1) 捕込地区.....27
3. 保存管理計画の策定体制... 4	(2) 野馬土手地区.....27
第 章 下総小金中野牧跡の概要	第 3 節 保存管理の方法28
第 1 節 下総小金中野牧跡の概要 ... 6	1. 史跡を構成する諸要素の分類.....28
1. 歴史的背景と位置..... 6	(1) 捕込地区.....28
2. 野馬奉行・牧土・野付村...14	(2) 野馬土手地区.....29
3. 野馬土手・水呑場・木戸...15	2. 各地区の保存管理の方法.....36
4. 野馬捕り.....16	(1) 捕込地区.....36
5. 捕込・大込.....18	(2) 野馬土手地区.....36
6. 牧の終焉.....20	第 4 節 現状変更の取扱い方針及び基準 ...38
第 2 節 史跡周辺の自然条件21	1. 現状変更の取扱い方針.....38
1. 位置と立地.....21	2. 現状変更の取扱い基準.....39
2. 気象.....21	第 章 史跡の整備活用
3. 地質.....21	第 1 節 整備活用の基本的な考え方 ...42
(1) 史跡周辺の地形.....21	第 2 節 整備活用の基本方針42
(2) 史跡周辺の地質.....21	1. 捕込地区.....43
4. 植生.....21	(1) ゾーニング.....43
(1) 植生の概要.....21	(2) 遺構の保存整備方針.....43
(2) 捕込の植生.....22	(3) 環境整備方針.....44
(3) 野馬土手の植生.....22	2. 野馬土手地区.....45
5. 動物.....22	第 3 節 活用の方向性について45
第 3 節 史跡周辺の社会的条件23	第 章 管理及び運営体制
1. 人口.....23	第 1 節 保存管理体制について48
2. 産業.....23	1. 基本的考え方.....48
3. 交通.....23	2. 実施及び管理体制.....48
4. 土地利用.....23	3. 庁内の協力について.....48
5. 観光・レクリエーション...23	4. 市民参加の運営管理について...48
(1) 鎌ヶ谷市の観光と文化財...23	第 章 今後の課題
(2) 鎌ヶ谷市の文化財.....24	第 1 節 発掘調査について49
6. 史跡指定地に関わる規制状況...24	第 2 節 未指定地の取扱いについて ...49
(1) 都市計画法.....24	1. 捕込地区の県指定地及び民有地の取扱いについて...49

2 . 未指定の野馬土手の取扱いについて...52
(1)追加指定について.....52
(2)管理について.....52

3 . その他の牧の遺構.....52
第3節 整備公開活用の具体的な方向性について...52
第4節 保存管理計画の見直し.....52

図版目次

図1 史跡位置図.....1	図15 三橋家文書に残されていた捕込の見取り図等...19
図2 保存管理計画の位置付け.....2	図16 牧と開墾地.....20
図3 保存管理計画策定体制.....5	図17 野馬土手分布図.....20
図4 千葉県内の牧分布図.....7	図18 捕込所有区分図.....26
図5 現在の行政区域における小金五牧の分布...8	図19 地区区分設定図.....30
図6 小金牧周辺野絵図(寛文図・部分)...9	図20 捕込地区 地区区分図.....31
図7 中野牧・壺本欄牧・下野牧(享保図・部分)...10	図21 野馬土手地区 地区区分図.....32
図8 小金牧大絵図(寛政図・全体)...11	図22 捕込構造図.....33
図9 小金牧絵図(文久図・部分).....12	図23 捕込地区現況図.....34
図10 18世紀末以降の中野牧の推定復元図...13	図24 野馬土手地区現況図.....35
図11 下野牧野馬捕りの図.....17	図25 整備イメージ図.....47
図12 野馬捕りの絵馬.....17	図26 捕込追加指定検討図.....50
図13 中野牧・壺本欄牧・下野牧図(捕込部分)...18	図27 未指定野馬土手現況写真対応図...53
図14 小金牧大絵図(捕込部分).....18	

表目次

表1 中野牧勢子人足一覧.....14
表2 各地区ごとの現状変更の取り扱い基準.....41

写真図版

現況(捕込).....51	現況(未指定野馬土手).....54~63
現況(水呑み場).....64	

資料

保存管理計画策定委員会委員名簿.....65	人口統計関係資料.....68
保存管理計画策定委員会設置要綱.....66	用語解説.....69
会議開催概要.....67	

第 章 計画策定の目的と経緯

第 1 節 保存管理計画策定の目的と位置付け(図 2)

下総小金中野牧跡は、「江戸幕府が軍馬供給をまかなうため直轄して設置した小金牧の一つ中野牧の遺跡」であり、「放し飼いされた野馬を選別する施設である捕込や、野馬を捕込に追い込むための野馬土手が良好に残り、我が国近世の幕府の軍事力を支えた軍馬生産の様相を知る上で貴重」であることから、平成 19 年(2007)2月6日に文部科学省告示第 5 号(官報号外第 22 号)をもって、牧内に所在する捕込及び野馬土手の一部が国史跡に指定された。

また、指定地の現況はいずれも林となっており、都市化の進行する市内では貴重な緑地としての価値は高い。

鎌ヶ谷市では、この貴重な歴史的文化遺産である国史跡下総小金中野牧跡(以下「史跡」という。)を、適切かつ計画的に保存管理し、整備活用を図ることを目的として保存管理計画を策定することとした。なお、本計画書では基本方針及び基本構想を示すこととし、具体的な規模、手法等を示す実施計画については別途策定することとする。

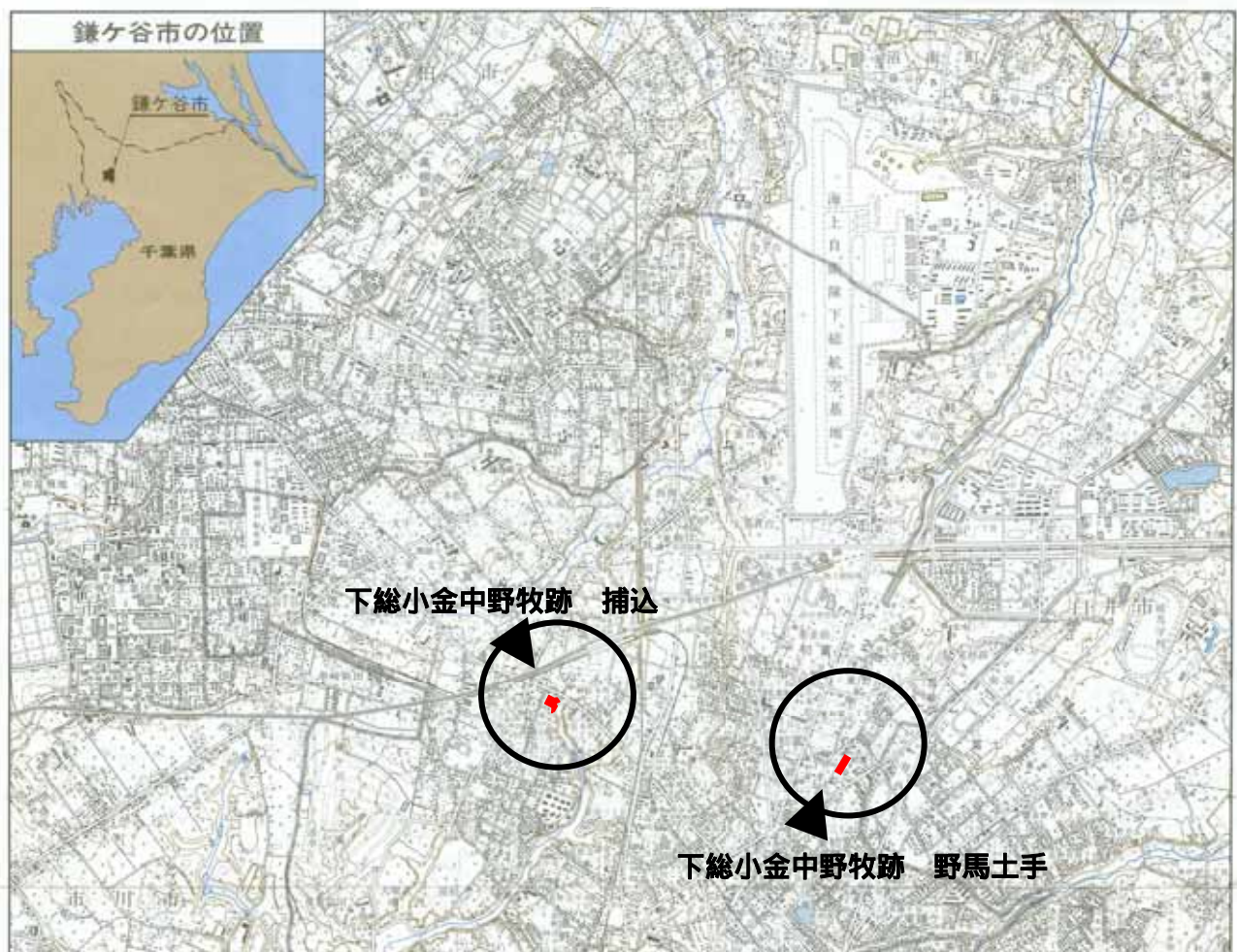


図 1 史跡位置図

計画の位置付け

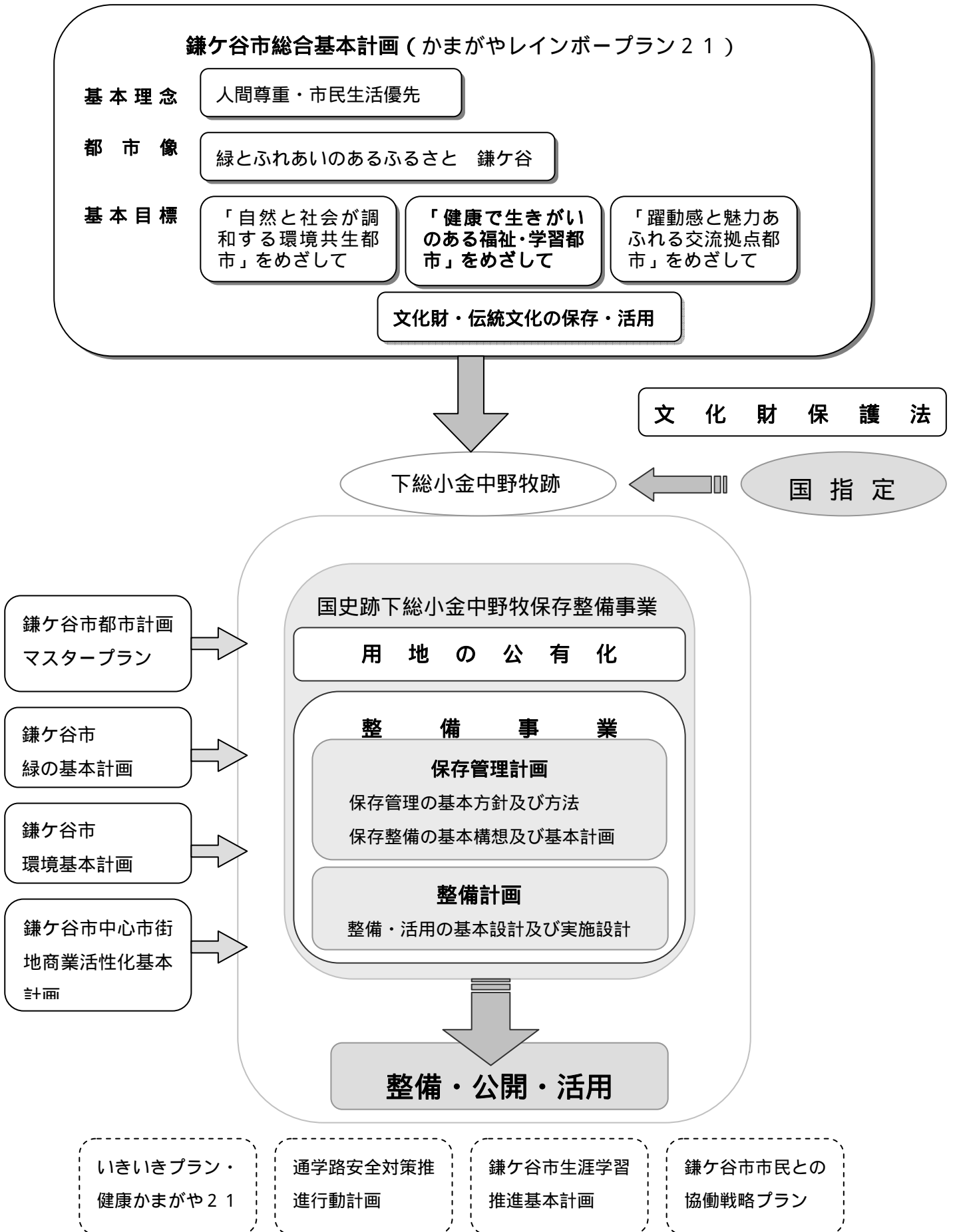


図2 保存管理計画の位置付け

第2節 保存管理計画策定に至る経緯

1. 史跡指定とその範囲

指定理由

江戸幕府が軍馬供給をまかなうため直轄して設置した小金牧の一つ中野牧の遺跡。放し飼いされた野馬を捕獲選別する施設である捕込や、馬を捕込に追い込むための野馬土手が良好に残る。江戸幕府の軍事力を支えた軍馬生産を知る上で重要。

今回の史跡指定範囲は、鎌ヶ谷市東中沢2丁目に所在する捕込の大部分5,759.43㎡と、東初富1丁目に所在する野馬土手1,612.28㎡の計7,317.17㎡(指定時公簿)の区域である。ただし、指定に至らなかった部分が捕込、野馬土手ともに残っていること、特に、野馬土手は一部の指定であることを付記しておく。

2. 史跡指定の経緯

江戸幕府の崩壊とともに明治政府が進めた開墾事業以降、野馬土手をはじめとする牧関連の遺跡は徐々に失われていった。たとえば、明治13年(1880)に参謀本部陸軍部測量局が作成した迅速測図を見ると、江戸後期を通じ各絵図に描かれている粟野、佐津間村境の野馬除土手が表記されていない。他の野馬土手は表記されていることから、開墾初期における野馬土手の消滅を示す事例といえよう。その後も畑地等の拡大により野馬土手は往時の姿を変えていった。

一方、昭和40年(1965)都市計画道路の用地として小金五牧のうち唯一現存する中野牧の捕込一帯が含まれることが判明した。当時、捕込の所有者はその歴史的、文化財的価値を十分に理解されており、その重要性を訴えた。また、鎌ヶ谷町教育委員会(当時)も文化財保護の観点から捕込の保存策について所有者と協議を行なった。その結果、千葉県指定文化財として指定を受けるべく昭和41年(1961)~42年(1962)にかけて、町史編纂事業の一環として捕込の測量調査を実施した。以上のような所有者と教育委員会の連携により中野牧の捕込は、昭和42年3月7日、千葉県指定史跡「小金中野牧の込跡」として指定された。その結果、都市計画道路の路線は本捕込をはずす位置に変更された。

また、野馬土手は周知遺跡として埋蔵文化財分布地図に掲載されているが、昭和50年(1975)以降は都市化に伴う各種開発により加速度的に減少している。幕末期には総延長にして約18kmあったと推定されるが、現存する野馬土手の長さは約1.6kmと当時の1割弱となっている。

平成16年(2004)10月29日、鎌ヶ谷市教育委員会は牧関係遺跡としての野馬土手の重要性に鑑み、市域の野馬土手の中でも遺存状態の良い市立初富小学校の校庭の一部に所在する勢子土手約122mを、鎌ヶ谷市指定文化財「初富小学校校庭西側所在野馬土手」として指定した。

しかしながら、昨今の社会・経済状況は非常に厳しく、県、市指定文化財といえどもその保存に予断を許さないものとなった。特に、捕込は県指定から40年以上が経過し、地権者個々の文化財保護に寄せる理解と協力だけで史跡地を維持することは極めて困難

となった。そこで、鎌ヶ谷市では文化庁及び千葉県教育委員会と協議を重ね、本遺跡は当地域固有の後世に伝えるべき重要な歴史遺産であるという認識で一致した。また、平成 17 年（2005）千葉県教育委員会は、県内の牧関係遺跡及び歴史資料の総合的な分布調査を行い、今後の保存管理・整備活用のための基礎資料を整備し、『房総の近世牧跡』としてまとめ調査報告書を刊行した。

鎌ヶ谷市ではそれらの成果を踏まえ、さらに手厚い保護により捕込や野馬土手の永久保存を目指すこととし、平成 18 年（2006）7 月 27 日付け鎌教生学第 395 号にて文部科学大臣あて指定申請書を提出し、文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により、平成 19 年（2007）2 月 6 日付け文部科学省告示第 5 号（官報号外第 22 号）をもって、「下総小金中野牧跡」として、捕込と野馬土手の一部が国史跡に指定された。

3．保存管理計画の策定体制（図 3）

国史跡の指定を受け、これに伴い史跡を適切に保存し、次の世代に確実に伝えていくとともに、鎌ヶ谷市総合基本計画に定める本市がめざすべき 21 世紀の都市像「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」の実現について担保していくため、史跡の保存管理、整備活用の基本方針及び構想を策定することとした。

本計画は、学識経験者及び市民の代表である公募委員等から構成される保存管理計画策定委員会と関係各課の課長相当職で構成される庁内検討委員会との協働により策定することとし、策定委員会にはオブザーバーとして文化庁記念物課の文化財調査官及び千葉県教育庁文化財課の文化財主事の参加を得ることとした。また、公募委員による市民参加のほか、計画素案に対し、パブリックコメントを実施し、市民参加による計画策定に努めることとした。

**国史跡下総小金中野牧跡
保存管理計画策定体制**

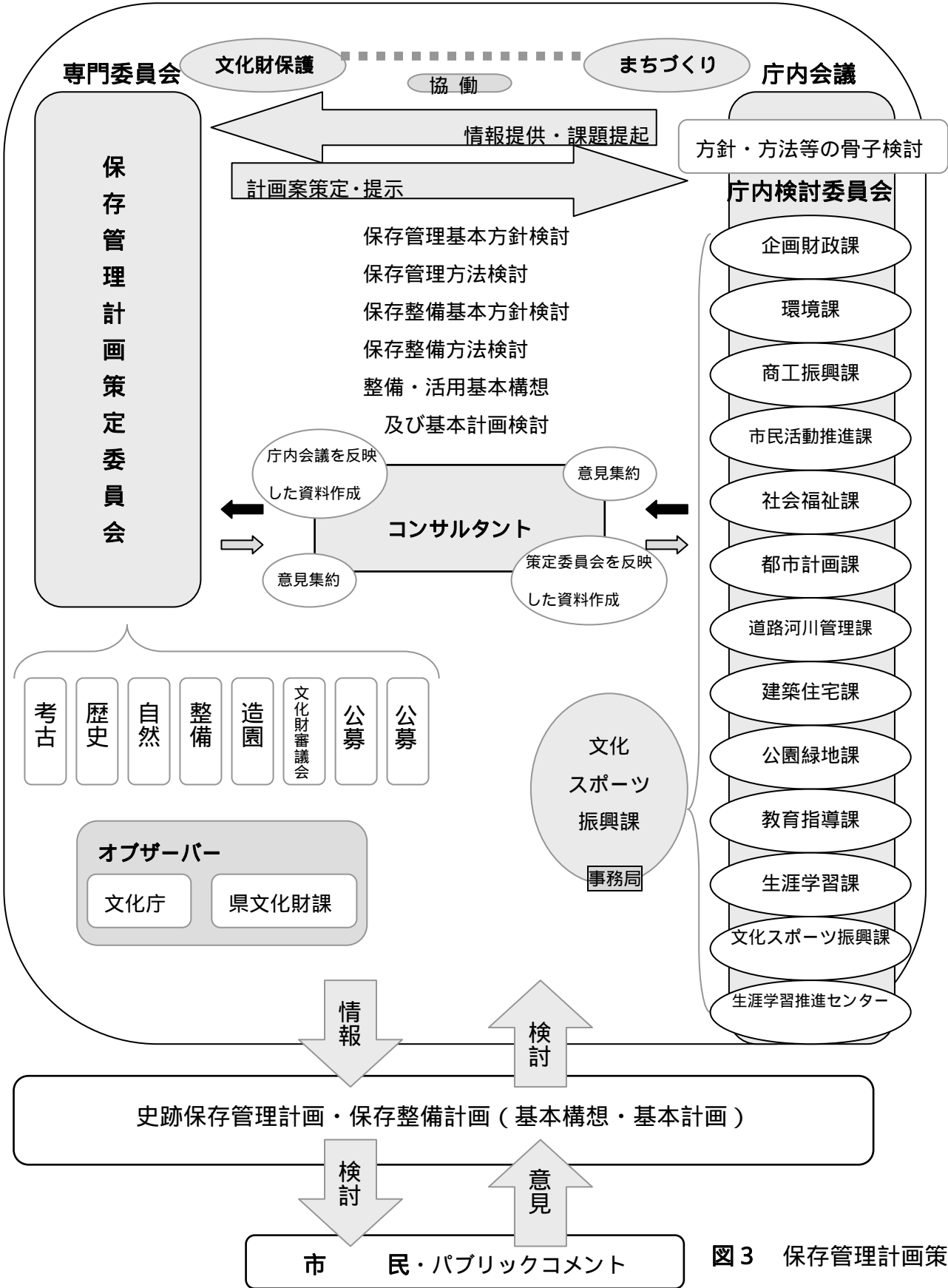


図3 保存管理計画策定体制

第 章 下総小金中野牧跡の概要

第 1 節 下総小金中野牧跡の概要

1. 歴史的背景と位置 (図 4、5)

下総小金中野牧跡は、江戸幕府が自らの軍馬需要をまかなうため、下総国(千葉県)西部に直轄して設置した牧の一つ中野牧の遺跡で、明治維新で廃止されるまで存続した。江戸幕府は、その軍事力を維持し、全国支配を継続する一環として、軍馬を安定的に確保する必要があった。そこで、下総に小金牧・佐倉牧、安房に嶺岡牧、駿河(静岡県)に愛鷹牧を置いた。

房総の地、特に、下総に牧の大半が置かれたのは、江戸の近傍にあり広大な台地が平坦に続くという下総台地の地理的・地形的な特徴とともに、古代・中世以来当地域が牧地として利用されてきたという歴史的背景がその理由にあると考えられる。

天正 18 年(1590)豊臣秀吉により関東に移封された徳川家康は、慶長年間(1596~1615)に軍馬の確保、育成のため、それまで「小金野」とか「四十里野」、「佐倉野」と呼ばれていた中世以来の牧地に、小金牧・佐倉牧を設置した。5代将軍綱吉の頃には幕藩体制も安定し、軍事的緊張の緩和とともに軍馬需要は徐々に限られたものになっていく。一方、経済・流通の発展に伴い、陸上交通・運輸の担い手である駅馬確保の場としても、牧はその役割を担った。その後、8代将軍吉宗が享保年間(1716~1735)に行った享保の改革の一環として、さらにこれらの牧を整備した。それまで必要に応じて行っていた野馬捕りを毎年1回実施し、捕獲した野馬の一部は農民や町人に払い下げられた。その売払代は少額ながらも安定した収入となり、逼迫しつつあった幕府財政の支えとなった。

各牧は、いくつかの小さな単位の牧により構成されていた。その規模や数は時期によって変遷する。小金牧は、当初7つの牧で構成されていたが、享保7年(1722)庄内牧(現野田市)が新田開発により廃止され、壹本柵牧(現鎌ヶ谷市・白井市・船橋市)が中野牧に統合されたことにより、いわゆる小金五牧となった。上野牧(現柏市・流山市)高田台牧(現野田市・柏市)中野牧(現松戸市・鎌ヶ谷市・白井市・船橋市)下野牧(現船橋市・鎌ヶ谷市・習志野市・八千代市・千葉市)印西牧(現白井市・印西市)である。佐倉牧は、当初五牧であったが、寛文2年(1662)細分され七牧となった。小間子牧(現八街市)柳沢牧(現八街市・酒々井町)高野牧(現八街市・富里市・山武市・芝山町)内野牧(現成田市・富里市・酒々井町)取香牧(現成田市・芝山町)矢作牧(現成田市・香取市・多古町)油田牧(現香取市・多古町)である。この他、安房地方に嶺岡五牧(現鴨川市・南房総市)が設けられた。

その中でも中野牧は、「御放馬囲い」と呼ばれる将軍家等の乗用馬の飼育施設が設けられ、また、享保10年(1725)8代将軍吉宗による鹿狩りを初め、11代将軍家斉、12代将軍家慶の鹿狩りの場となるなど、最も重要視されていた。

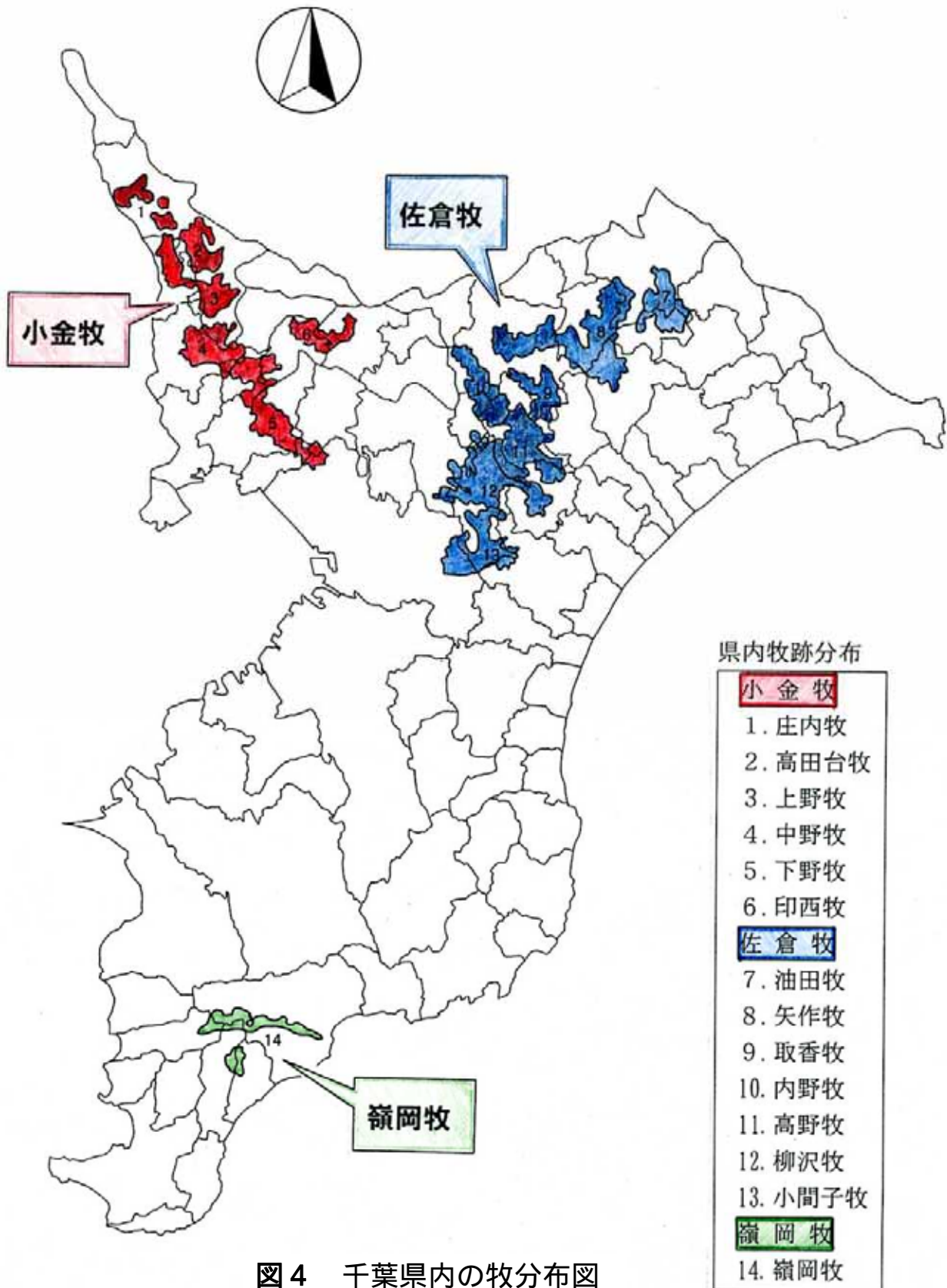


図4 千葉県内の牧分布図

「小金牧 1. 庄内牧」は、安永年間頃には新田開発のため完全消滅したので、それを除く高田台牧、上野牧、中野牧、下野牧、印西牧で「小金五牧」と称されることが多い。

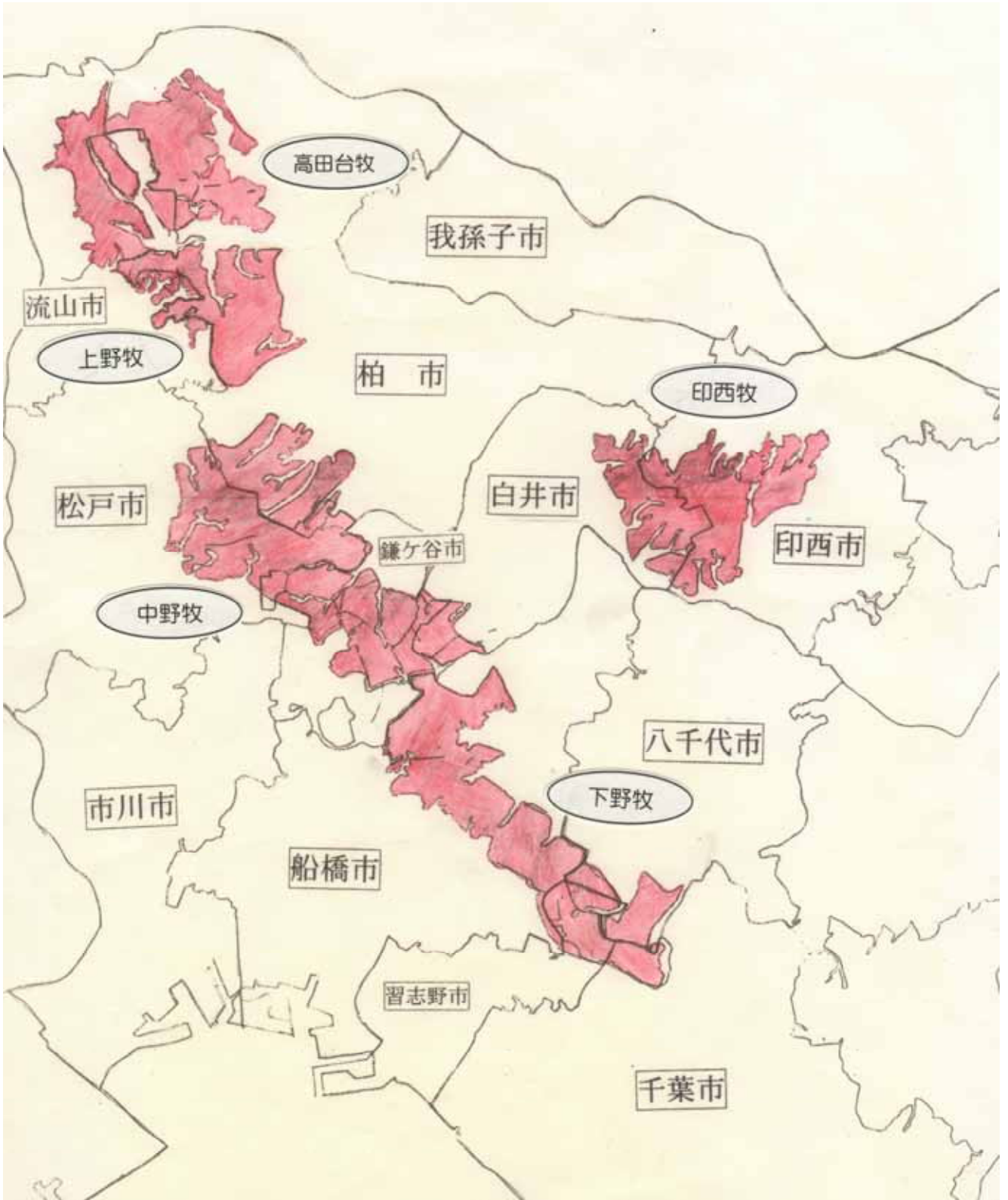


図5 現在の行政区域における小金五牧の分布



図6 小金牧周辺野絵図 (寛文図・部分) 綿貫家旧蔵、千葉県文書館所蔵

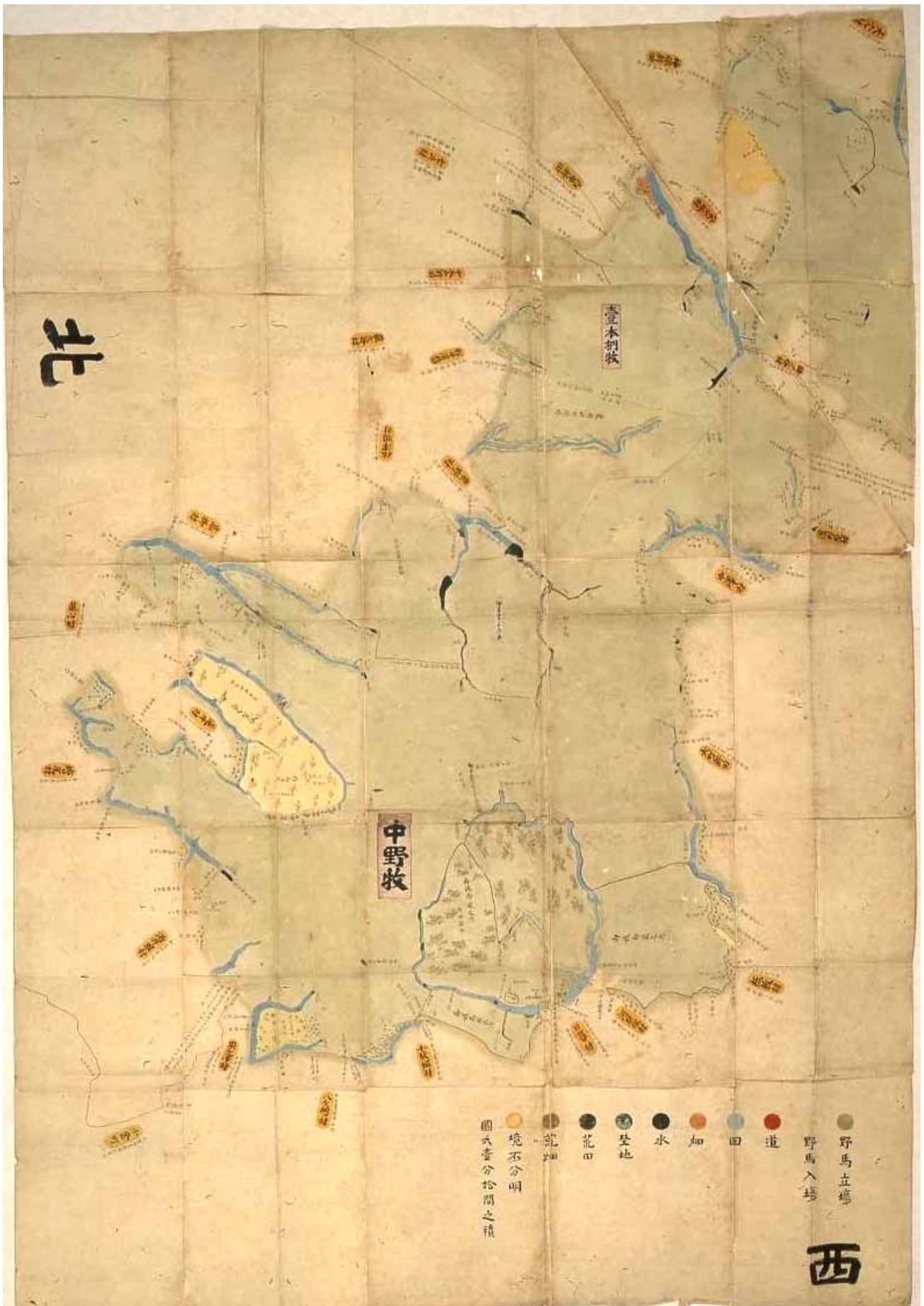


图7 中野牧・壹本柵牧・下野牧図（享保図・部分） 世田谷区満願寺所蔵

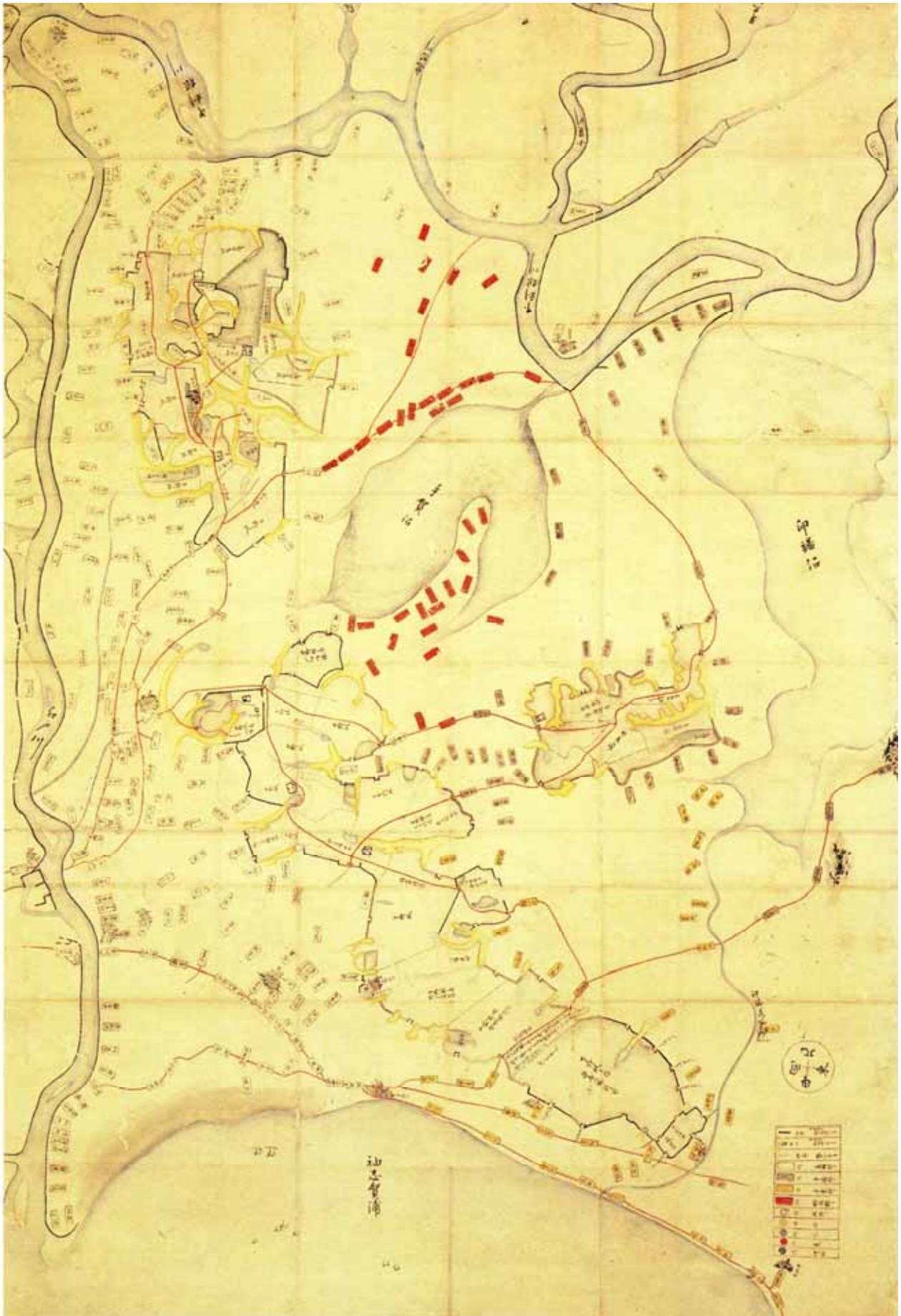


図8 小金牧大絵図（寛政図・全体）三橋力家旧蔵、郷土資料館所蔵

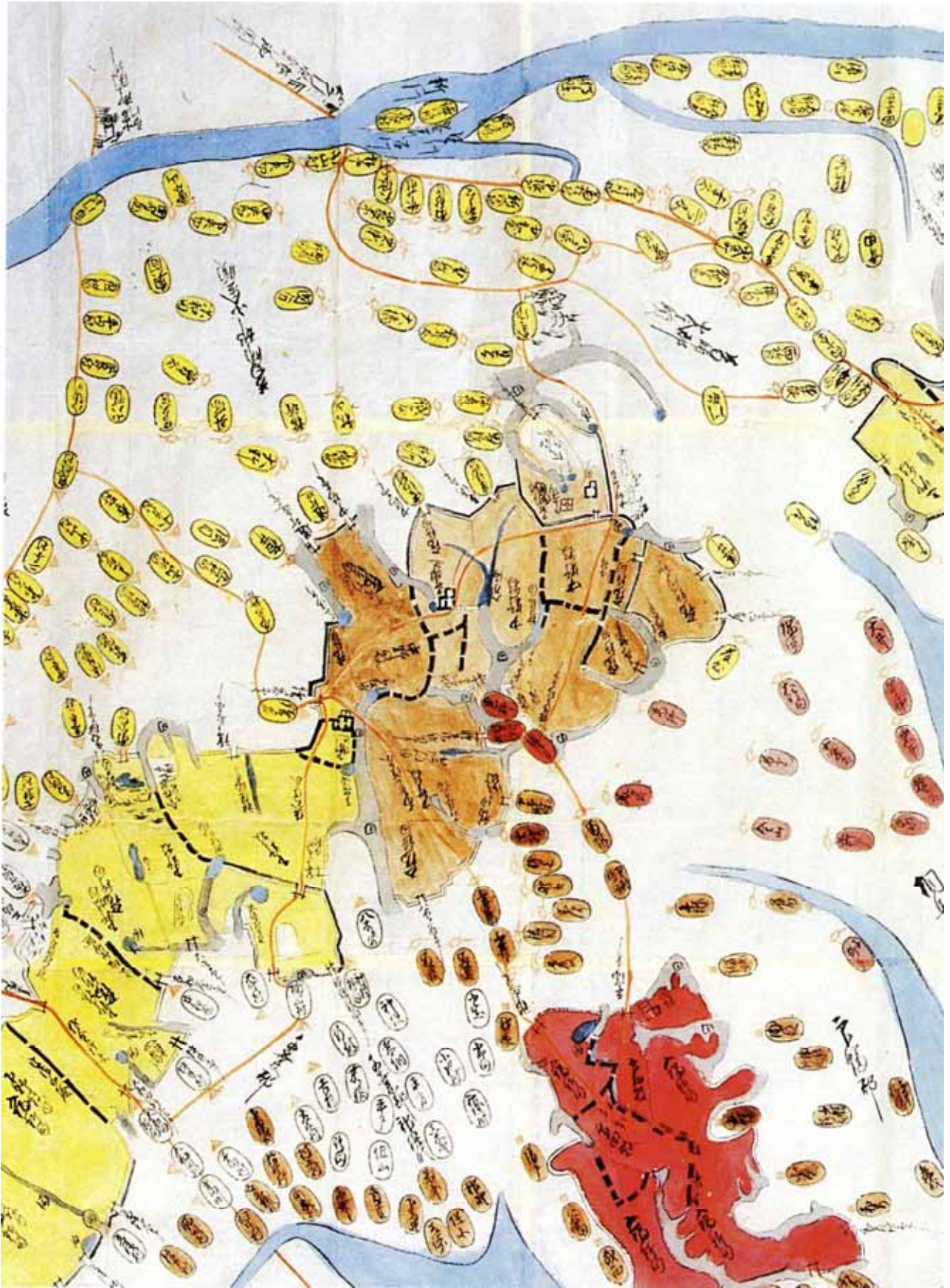


图9 小金牧絵図（文久図・部分）白井市川上宏一郎家所蔵

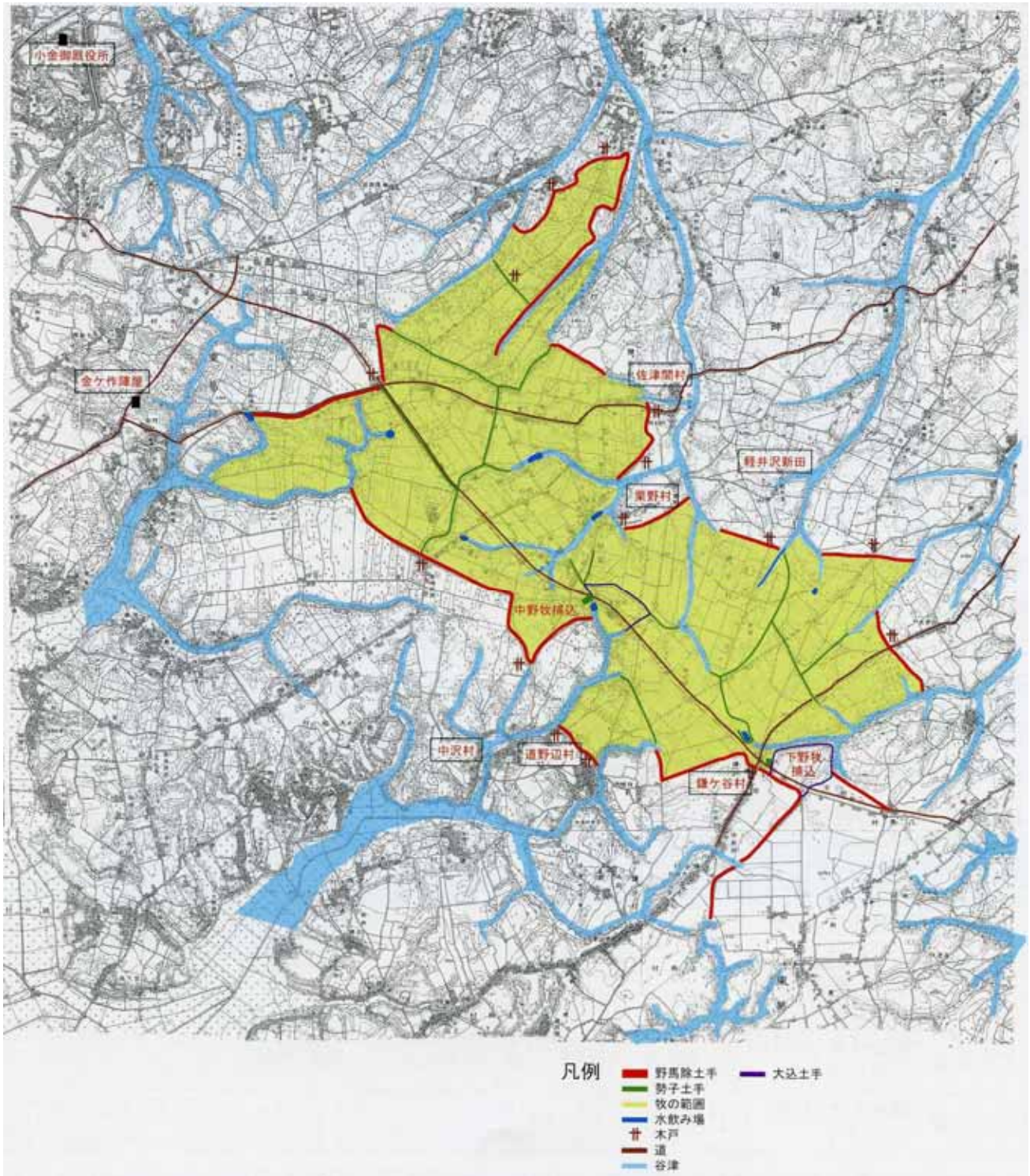


図 10 18 世紀末以降の中野牧の推定復元図

2. 野馬奉行・牧士・野付村

当初の中野牧では、幕府の馬預が野馬を管掌し、小金御殿が置かれ、綿貫氏が野馬奉行を世襲した。野馬奉行の俸禄は、蔵米30俵であった。将軍吉宗の代になると金ヶ作陣屋の幕領代官が、中野牧・下野牧の牧地・野馬の支配に当たった。

牧士は、牧に隣接する村(野付村)の有力農民から選ばれた現地の直接管理者である。農民であるが牧の御用を務めるときは名字帯刀、乗馬、鉄砲所持が許された世襲制の士分格で、手当は小金牧で給馬三疋、佐倉牧で二人扶持給馬一疋、後になっても金五両という薄給であった。主な任務は、野馬の保護・増殖と牧場の維持・管理である。そのため月6回の牧内巡視を行い、野馬の餌の確保や水飲み場の管理、寒暑時に避難場所となる樹林地の管理、枯草焼きや狼・野犬の駆除にあたった。さらに、年1回行われる野馬捕りの指揮は特に重要な職務であった。

牧士の人数は、江戸初期には小金牧全体で5名、佐倉牧で4名であった。中～後期においては小金牧で16～18名、佐倉牧で13名ほどであった。そのうち中野・下野両牧には8名の牧士が任命された。

牧や野馬の維持・管理は、牧付きの村の負担とされた。小金牧の牧付きの村は222か村、佐倉牧は209か村という広大な地域にわたっていた。そのうち、中野牧の牧付きの村は、88か村(柏市域 21、松戸市域 40、白井市域 12、鎌ヶ谷市域 5、市川市域 7、流山市域 3)で、石高100石につき人足を6人出す決まりであった(表1)。

表1 中野牧勢子人足一覧

	村(当時)	人数		村(当時)	人数		村(当時)	人数		村(当時)	人数
鎌ヶ谷市	佐津間村	6	柏市	片山村	10	松戸市	紙敷村	14	松戸市	上総内村	6
	粟野村	5		手賀村	15		秋山村	16		根木内村	14
	軽井沢新田	5		布瀬村	11		大橋村	9		久保平賀村	12
	中沢村	18		箕輪村	5		栗山村	9		栗ヶ沢村	17
	道野辺村	10		若白毛村	5		下矢切村	25		小金町	48
白井市	白井新田	6		岩井村	7		中矢切村	10		七右衛門新田	3
	富ヶ沢村	4		鷲野谷村	9		上矢切村	25		三村新田	2
	富ヶ谷村	2		和泉村	17		小山村	15		九郎左衛門新田	4
	法目村	4		大井村	22		松戸宿	32		大谷口新田	3
	長殿村	4		大嶋田村	9		竹ヶ花村	4		主水新田	2
	白井村	3		塚崎村	28		小根本村	3		伝兵衛新田	6
	所沢村	2		酒井根村	11		大根本村	3		古ヶ崎村	16
	野口村	2		増尾村	31		岩瀬村	6		稲越村	15
	折立村	4		名戸ヶ谷村	18		南花嶋村	16		曾谷村	30
	富塚村	4		藤心村	11		上本郷村	26		貝塚村	12
	七次村	4	逆井村	10	中和倉村	6	宮久保村	18			
	柏市	中木戸新田	5	八ヶ崎村	20	新作村	10	国分村	40		
高柳村		19	千駄堀村	22	中根村	5	柏井村	29			
藤ヶ谷村		16	日暮村	4	馬橋村	27	大野村	60			
金山村		3	来葉村(日暮村内)	3	三ヶ月村	5	西平井村	1			
上柳戸村		2	河原塚村	3	二ツ木村	18	流山村	18			
	下柳戸村	2	和名ヶ谷村	17	幸谷村	25	流山市	木村新田	16		

《寛政11年(1799)「御用留」(三橋力家旧蔵文書)》

酒井根村(10疋牽)・増尾村(15疋牽)・根木内村(10疋牽)・窪平賀村(3疋牽)・栗ヶ沢村(10疋牽)

■ : 野附の村

その中でも、牧に隣接する村は「野附」と呼ばれ、特に牧の仕事に従事していたことが複数の史料によって確認できる。たとえば、市域の佐津間村では毎日2人ずつ、中沢村では1人ずつ人足を出し、牧内の見回りを行っていた。病気の野馬などを見つけたときは、金ヶ作陣屋へ連絡をすることが義務づけられていた。

3. 野馬土手・水呑場・木戸 (図10)

牧での馬の飼育は、柵で囲って人工的に行うものではなく、谷津などの自然地形や土手によって周囲から分断された台地上で放し飼いにしていた。通常は人手をかけず、餌も与えられず自然繁殖で半ば野生の馬だったため「野馬」と呼ばれた。

幕末の文久2年(1862)では、小金牧に約1,000頭、佐倉牧には約3,000頭の野馬がいたといわれている。野馬は、牧内の草や木の実などを食用とし、谷頭の湧水を溜めて作られた水飲み場の水を飲用していたため、隣接する村に入り込み農作物を食い荒らすことがしばしばあった。しかし、元禄12年(1699)の「小金領中郷村々野馬御法度申渡帳」の6か条には、牧や野馬の取扱いに関して様々な規制や取り決めなどがあり、野馬を捕らえることも出来なかった。そのため、野馬の里入りを防ぐ目的で野馬除土手や野馬堀が牧と村(耕地)との境界に作られた。また、野馬捕りを効率的に行うため、牧内には縦横に勢子土手が作られた。

寛政期や文久期の絵図によると、野馬土手は「御用普請野馬除土手」、「自普請野馬除土手」、「勢子土手」の3種類に描き分けられている。御用普請は幕府の公金で賄われ、自普請は牧付きの村の負担で行われた。勢子土手は牧内の施設であったため御用普請であった。文久2年(1862)の記録では、1日における農民1人当たりの作業量は、土手の長さ3m、手当は米7合5勺であった。野馬除土手は、通常2条の土手と堀で構成される。発掘調査によると、その規模は土手の高さ3m前後、堀の深さ2m前後で、合わせた比高差5m前後、全体の幅14~16mという堅固なものである。土手の断面形状は基本的には台形状を呈し、構築の際にはローム土を意識的に用い、強固にしている。堀の形状は、レンズ状のものから箱葉研形、あるいは漏斗状を呈するものもある。壁面にテラス状の平坦面を作り出し、径20cm前後のピット列が掘り込まれる例もある。野馬除けをより効果的にするための杭列の痕跡と推定される。勢子土手は、高さ約3m、基底部幅約10mの1条土手で、主に黒色土により構築されている。堀は伴わず、周囲の表土を寄せ集めて盛った感がある。断面形状は台形状を呈する。野馬土手の土層断面を観察すると「金太郎飴」のようにどの部分でも同様の堆積状況が確認できる訳ではない。文久期の記録と現存する土手の土層堆積状況を考え合わせると、構築作業を効率的に行うため、あらかじめ1人あたりの長さが決められ、作業が行われたものと思われる。

水飲み場は、溜・池・水呑・井戸・用水などと表記される野馬の飲用水を供給する施設で、多くは谷津など自然の湧水地を利用していたが、浚わないと埋まってしまうため牧付きの村が管理する人為的な施設であった。

牧は閉じた空間ではなく多くの生活道路の他に、成田街道や木下街道といった主要路

が通っていた。道と牧(野馬土手)が交わる場所には、木戸が設置され木戸番が置かれ、その費用は牧付きの村の負担であった。小金牧・佐倉牧に隣接する村の全てに木戸があり、それにちなむ地名が各市域にまだ多く残っている。

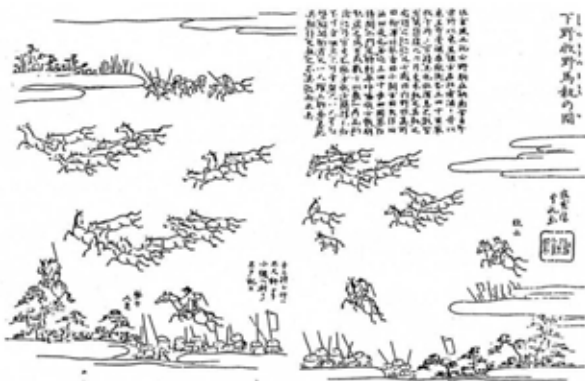
4．野馬捕り(図11、12)

良馬を生産するため、牧では「野馬捕り」と呼ばれる捕馬を行った。当初は必要に応じて行われた。記録に残る最古の野馬捕りは、慶長17年(1612)6月に行われ、3疋の駒を將軍家へ献上したとある。また、慶長19年(1614)5月、家康に拝謁した池田上野介は「四十里号」という名の駿馬を拝領したが、2年前に送られたうちの1頭と推定されている。同年6月にも野馬捕りが行われ、捕馬数96疋のうち8疋を將軍家へ献上したとある。時あたかも風雲急を告げる大坂の冬・夏の陣直前であり、大戦に備えての野馬捕りであった可能性が高い。その後は徐々に3年に1度行われるようになった。しかし、4歳以上の野馬を調教するのは難しく、享保期以降は、年に1度、野馬捕りを行い、調教しやすい3歳馬を捕縛し、当歳馬・2歳馬は野に返された。

小金五牧における野馬捕りの時期は、春(2~4月)、夏(6~8月)、冬(10~12月)のいずれかであった。特に、寛政期(1789~1800)から文政期(1818~1830)までは冬(9~12月)、それ以降牧の廃止までは春(2~4月)に行われた。

野馬捕りの始まる数日前に文書が回り、牧付きの村々から勢子人足が集められた。牧士の指揮に従って牧付きの村から動員された勢子人足たちが、牧に散在する野馬を捕込に追い込み捕獲する野馬捕りは勇壮であり、江戸からも多くの見物客が訪れる重要な年中行事の1つであった。捕縛された野馬は改めて吟味の上、良馬とされたものは名前が付けられ、江戸の御厩へ「御紋付馬衣」を着せて送られた。

また、疵などのある野馬は、農民(や町人)へ払い下げられ、その売払代は幕府財政の収入となった。



下野牧野馬捕りの図1 (『成田名所図会』)



下野牧野馬捕りの図3 (『成田名所図会』)



下野牧野馬捕りの図2 (『成田名所図会』)



下野牧野馬捕りの図4 (『成田名所図会』)

図 11 下野牧野馬捕りの図 (『成田名所図会』)



図 12 野馬捕りの絵馬 (松戸市指定文化財・福昌寺所蔵 写真提供：松戸市立博物館)

5. 捕込・大込 (図 13、14、15)

捕込は、野馬を捕獲・分別する土塁状の施設である。中野牧の捕込は、鎌ヶ谷市東中沢 2 丁目 377 に所在する。新京成線北初富駅の東方約 300m に位置する。東京湾水系大柏川の最上流部、樹枝状を呈する小支谷の谷頭に面する標高約 28m の台地縁上に立地する。

これまで、本捕込の調査については測量調査を主体に行われてきた。詳細は後述するが、昭和 41 年 (1966) 鎌ヶ谷町教育委員会 (当時) が町史編さん事業として測量調査を実施した。昭和 49 年 (1974) 千葉県教育委員会が県内の重要記念物実態調査の一環として測量調査を実施した。これらの測量は概略のものであったが、要点をよく把握した調査であった。平成 17 年 (2005) 鎌ヶ谷市教育委員会が詳細地形測量を実施した。この測量調査により中野牧の牧土を代々務めた三橋家の文書と遺構の比較検証が可能となった。

これまで本捕込は元文年間 (1736 ~ 1741) の構築と伝えられてきたが出典は不明であった。天保 12 年 (1841) の「野馬始より野方控」には、当初は「溜込」のみで後に「分込」・「捕込」を増設したとある。享保 7 年 (1722) に作成された「中野牧・壺本柵牧・下野牧図」(世田谷区満願寺所蔵) には、捕込が 2 区画で描かれており、天明 5 年 (1785) から寛政 5 年 (1793) までの間に作成されたと考えられる「小金牧大絵図」(三橋家文書) には 3 区画で描かれていることから、「込」を増設し現在のような形態として完成するまでの時期が元文年間であったと考えられる。寛政 11 年 (1799) の「御用書留」(三橋家文書) には白子捕込という名称で見取り図が残されている。「元御小屋場」、「御小屋場」という表記があり、捕込完成以前と以後の様子が現れているものと思われる。



図 13 中野牧・壺本柵牧・下野牧図[捕込部分]
(世田谷区満願寺所蔵 写真提供:千葉市史編纂担当)



図 14 小金牧大絵図[捕込部分]
(鎌ヶ谷市郷土資料館所蔵 三橋家旧蔵)

さて、捕込は、絵図などに記載されているとおり、3つの囲い=狭義の「捕込」、「溜込」、「払込(分込)」を「品」字形に配置した形態であることが確認された。各「込」を形成する土手の規模は、基底部幅 8 ~ 9.5m、高さ 2.5 ~ 4m である。土手上は約 1.5m 幅の通路状の平坦面となっており、歩くことに差し支えない構造となっている。「捕込」と「溜込」並びに「捕込」と「払込(分込)」の間には幅 1.5 ~ 2m の「口」が開く。ま

た、「捕込」と「溜込」を仕切る土手の「口」を挟んだ北側は、16m×8m、面積128㎡の平坦部となっている。その南側も約20㎡の広さであり、各々が見取り図の「御小屋場」、「元御小屋場」に相当し、野馬奉行や江戸から出張してきた幕府役人たちが捕馬を検分した「御照覧場」と呼ばれている地点であることが確認された。『成田名所図会』には土手の上に小屋を建て、幕を張り巡らした役人の視察席のような施設が描かれており、このことを裏付けている。

ところで、各「込」の機能であるが「捕込」は野馬を追い込み、綱を掛けて捕らえ選別する区画である。方形を呈するものと思われ、推定面積は800㎡以上となる。「溜込」は幕府へ送る馬や、役馬や農耕馬として払い下げる馬を溜めておく区画である。長方形を呈し、推定面積は920㎡以上となる。「払込（分込）」は当歳馬に焼印を押し、野に返す区画である。2歳馬、父・母馬も「払込」に送られ、野に返された。不整長方形を呈し面積は1,100㎡と3つの「込」の中で最大となっている。見取り図には捕込の総廻り154間とあり、「口」を合わせると158間（約290m）となる。これは現況測量で得られた土手外周の推定値（約300m）と近似し、捕込跡全体の面積は約7,000㎡と推定される。

また、野馬を捕込に効率良く追い込むため、その前面には「大込」と呼ばれた捕込を取り囲むような空間がある。中野牧の「大込」は、勢子土手と谷津により区画され、22ha余りの広さを有する。大込を区画する土手を特に「大込土手」といい、他の勢子土手と区別されていた。

なお、本捕込の東方約2kmに所在する野馬土手は、享保期以降の存在が知られる勢子土手で、指定範囲中、残存している部分は基底部幅8m、高さ1.2~2.6m、延長約172mを測る。

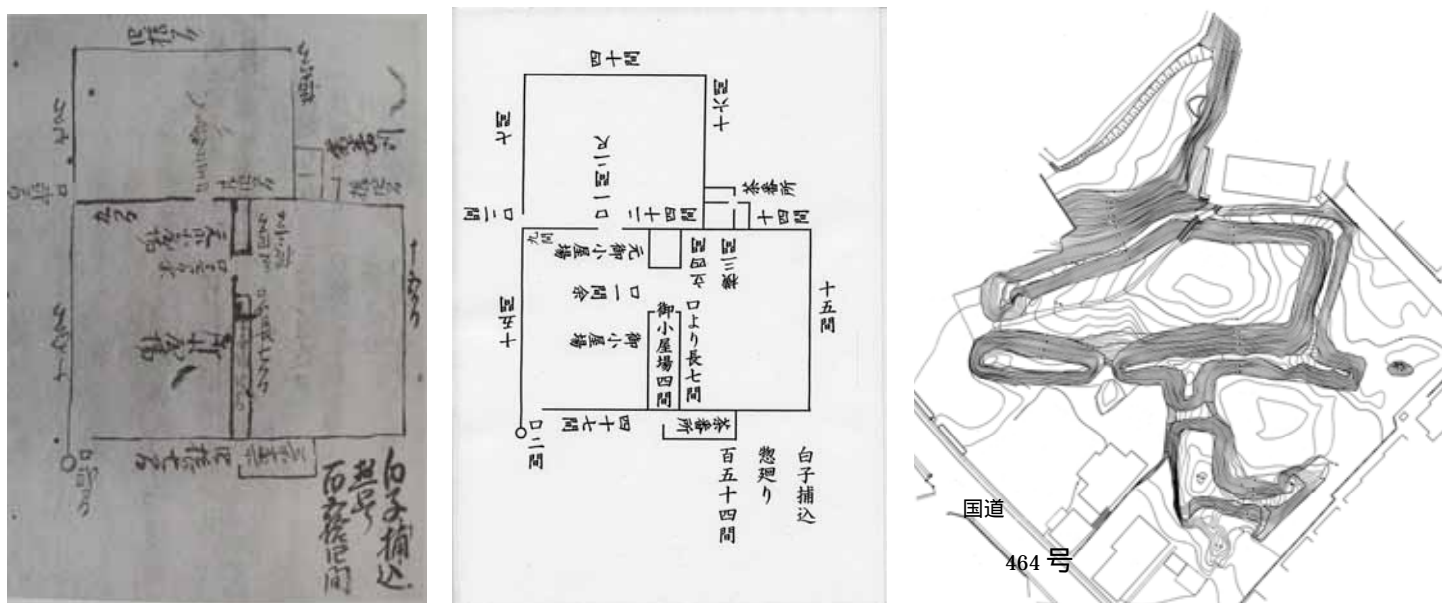


図15 三橋家文書に残されていた捕込の見取り図(左)・読み下したもの(中)・現在の捕込地形図(右)
 : 捕込(野馬を追い込み捕える区画) : 溜込(捕えた野馬を溜めておく区画) : 分込(払込)(野に帰す馬を入れた区画)

6. 牧の終焉 (図 16)

江戸幕府の崩壊、明治維新の政変により東京府下には下級武士や武家屋敷の奉公人など武士階級に密着した職業に従事していた者等、多くの失業者が生じた。明治2年(1869)3月、新政府はこれら「窮民」対策及び殖産政策として、広大な下総の牧を廃止し、府下の「窮民」を移住させ開墾すると決定した。この事業計画を上申した開墾局知事北島秀朝は、入植が開始される直前に最初の開墾予定地である中野牧の主要部に位置する鎌ヶ谷市域を視察した。この時、北島は開墾地が豊かな土地になるようにとの願いを込め、最初の開墾地を「初富」と命名した。

このようにして同年10月、最初の移住が小金中野牧で始まった。続いて下野牧、上野牧、内野牧、柳沢牧、油田牧、高野牧、印西牧、高田台牧、矢作牧の順で入植が行われ、明治4年(1871)春には開墾は一段落し、近世下総牧は終焉を迎えることとなった。



図 16 牧と開墾地

第2節 史跡周辺の自然条件

1 位置と立地

本史跡は、捕込と野馬土手の一部とからなる。捕込は、鎌ヶ谷市東中沢 2 丁目 377-9 他に所在する。新京成線北初富駅の東方約 300m、国道 464 号沿いに位置する。東京湾水系大柏川の最上流域部、樹枝状を呈する小支谷の谷頭に面する標高 28m の台地縁上に立地する。野馬土手は、鎌ヶ谷市東初富 1 丁目 805 - 12 他に所在する。初富小学校の校庭西側にあり、新京成線初富駅の東方約 1.3km に位置し、台地上に立地する。

2 気象

鎌ヶ谷市は千葉県の中北部に位置し海に面していない。千葉県の中では平均気温が低く、年間降水量も少ない地域である。

3 地質

(1) 史跡周辺の地形

鎌ヶ谷市の地形は、関東平野をなす台地と、その台地を開析した谷に発達した低地からなる。河川に沿って所々に段丘が見られる。この付近一帯の台地は下総台地とよばれている。台地の形状は標高 20～30m の平坦面をなし、所々 30m 以上の標高があり、それらは四街道 - 習志野 - 鎌ヶ谷 - 松戸に南東から北西に続く。それを分水界として南側が東京湾水系、北側が手賀沼および印旛沼水系となっている。また、台地は分水界を境に南側は東京湾側に傾斜し、北側は穏やかに北に傾斜している。低地の形状は標高約 5～10m の平坦面で河川の下流に行くに従い緩やかに低くなる。谷に沿って所々に 2 段の段丘が存在する。標高約 10～20m の上位の段丘は千葉第 1 段丘、標高およそ 10m 以下の下位の段丘は第 2 段丘とよばれている。

つまり、市域の中央部に位置する本史跡は、南北両水系の最奥部に立地しているという地理的特色を巧みに利用し、各所にある湧水地は、野馬の水飲み場として利用された。

(2) 史跡周辺の地質

台地を構成する地層は水平で、下位より、砂層の木下層、褐色から青灰色の粘土質層の常総粘土層、そして、その上にいわゆる赤土の武蔵野・立川ローム層が重なる。

段丘の地層は、千葉段丘砂礫層の上限が砂混じり粘土からなり、時にはその上に“チヨコ帯”が発達し、TP 以上の立川・武蔵野ローム層が風成層として堆積している。

低地を構成する地層は、最終氷期に形成された深い谷を埋めた堆積物で、沖積層である。

4 植生

(1) 植生の概要

植生は、照葉樹林帯に属する。江戸時代から牧として利用され、明治時代以後の開墾の結果、農地となった所が多いため、まとまった自然植生はなく、その断片は台地斜面

や社寺林、野馬土手上にわずかに残るにすぎない。巨木の分布は、主にかつての牧以外の地域に見られる。

(2) 捕込の植生

土手上にはスギ、ヒノキ、シラカシが数本ある。以前からあったクロマツはすべて消え、現在はアカマツが1本となっている。外側からモウソウチクが侵入している。

込内には、スギが最も多く、他にはヒノキが植えられている。伐採された資料から、ここは1950年ごろに苗を植えたものと判断される。時々下草刈りが行われ、低木などはない。林床にはツルニガクサ、ジュウニヒトエ、フタリシズカなどが成育する。これらのうち、ツルニガクサは市内でここだけに成育している。

(3) 野馬土手の植生

市域全域の土手の上には林が形成されている。巨木といえるものが少ないのが特徴である。木の種類を大別すると針葉樹(7種)・落葉広葉樹(32種)・常緑広葉樹(8種)がある。針葉樹の本数が最も多く、これらは1950年代以降の植栽と思われる。場所により植生に偏りがあり、針葉樹を中心とした野馬土手、落葉広葉樹を中心とした野馬土手、針葉樹がほとんどなく広葉樹を中心とした野馬土手と大きく3タイプに分けられる。

初富小学校の校庭西側の野馬土手は、このタイプに含まれ、エノキ、イヌシデ、ムクノキ、ニガキなどの落葉広葉樹が97%を占める。残り3%はスギの針葉樹である。

5 動物

本市の動物の生息環境の台地は、梨畑、野菜畑、森林、住宅・工場・学校、道路・鉄道路線などに利用されており、動物の生息環境のよい森林や草地が少ない。しかもこれら森林や草原は小さく分断され、大型動物の生息は困難となっている。

哺乳類では、タヌキ・アズマモグラ・ノウサギ・イタチ・アブラコウモリなどが生息する。最近ではハクビシンが確認されている。

鳥類では、都市化に伴い、人とのかかわりのもてる、ハシブトカラス・ハシボソカラス・スズメ・ヒヨドリ・ツバメ・メジロなど都市鳥が多く、他にフクロウの繁殖も確認されている。冬季には、コガモ・オナガガモ・カルガモなどの大型水鳥が現れる。

魚類の生息環境はおおかた失われているが、コイ・モツゴ・カダヤシ・グッピー・ヨシノボリ・ドジョウなどの6種の生息を確認している。

近隣地域と比べ、本市の昆虫類の生息数は少なく、それにともない、昆虫類を食する爬虫類、両生類などの生息数も減少している。

第3節 史跡周辺の社会的条件

1 人口

鎌ケ谷市の人口は、昭和35年(1960)に13,496人であったが、それ以降急激に増え始めた。この現象は、高度経済成長にともない、東京都首都圏に地方からたくさんの人々が集まってきたことによる。これは、東京近郊の市町村でほぼ同じような傾向である。平成8年(1996)12月の100,031人で10万人を超え、平成11年には102,657人、その後は横這い状態で減少微増を繰り返し、平成20年10月1日現在は105,163人である。

なお、平成19年度の年齢3区分別人口等は、資料(69頁)に示したとおりである。

2 産業

鎌ケ谷市の就業人口は増加しており、平成17年の国勢調査では就業者数は、34,745人となっている。鎌ケ谷市の産業別就業者の割合は、第1次産業が2.1%、第2次産業が24.3%、第3次産業が71.1%で、圧倒的に第2次・第3次産業が多数を占めている。

3 交通

鎌ケ谷市には、東武野田線・新京成線・北総線が通っており、併せて8駅ある。3線は、新鎌ケ谷駅で交わる。

捕込(指定地)の周辺交通としては、国道464号が通っている。近くに貝柄山公園があり、北口駐車場から徒歩1分である。捕込(指定地)への交通機関を利用したアクセスは、最寄り駅が新京成線北初富駅となり、国道464号を東に進んで徒歩5分ほどのところである(約300m)。

また、国史跡となっている野馬土手へは、周囲に駐車場及び適当な駐車スペースがないため、公共機関を利用することになる。新京成線初富駅の東方1.3kmの初富小学校の校庭の西側に位置する。

4 土地利用

鎌ケ谷市の土地利用は、田畑や山林などの緑地が年々減り、住宅地が増えるという傾向にある。

指定地の捕込は、市の中心地に位置し、周囲を宅地に囲まれ、史跡の前を通る国道464号沿いは店舗や会社が並ぶ。捕込内は、林地となっている。

指定地の初富小学校の校庭西側に所在する野馬土手は、小学校と宅地に囲まれている。野馬土手は林地となっている。

5 観光・レクリエーション

(1) 鎌ケ谷市の観光と文化財

鎌ケ谷市には、現在のところ観光地と呼べるような古刹^{こみやう}、施設は存在していないが、毎年8月に行なわれる「鎌ケ谷市市民夏まつり」には約30,000人の人出があり、10月に

行われる産業フェスティバルには約 12,000 人の人出がある。平成 18 年から 9 月に行われている「YOSAKOI^{よさこい}かまがや」も新たな賑わいとして 2 万人以上の人出がある。また、鎌ヶ谷市は県下有数の梨産地としても知られ、収穫時最盛期の 8 月中旬から 9 月にかけては梨狩りや梨を求める来訪者が多く見られる。

今後、史跡下総小金中野牧跡の整備活用段階には、本史跡を活用した観光組合や商工会等の民間団体とタイアップした事業も検討していかなければならない課題である。

(2) 鎌ヶ谷市の文化財

鎌ヶ谷市では、指定文化財を中心に重要と思われる文化財を地図におとした「ふるさとかまがや散策まっぷ」により、文化財の啓発活動を行っている。

鎌ヶ谷市内の指定文化財は、国指定(史跡)1件、県指定(史跡)1件、市指定27件(うち建造物1件、絵画2件、彫刻1件、古文書1件、考古資料3件、歴史資料9件、無形民俗文化財1件、史跡6件、天然記念物3件)の合計29件の指定文化財が存在する。

6 史跡指定地に係る規制状況

史跡下総小金中野牧跡地内における法的規制等を整理する。

(1) 都市計画法

史跡下総小金中野牧跡の捕込は、都市計画法による市街化区域に含まれており、用途地域としては第1種中高層住居専用地域に指定されている。また初富小学校の校庭西側の野馬土手は市街化区域と市街化調整区域とからなり、用途地域として一部は第1種低層住居専用地域に指定されている。

なお、市域には、都市計画法に基づいて計画決定された20路線、計画延長36,720mに及ぶ都市計画道路がある。平成20年度までの進捗率は28.4%である。都市計画道路は市域全体に網状に及ぶため、特に未指定となっている野馬土手の追加指定については協議調整が必要となるものと思われる。

(2) 文化財保護法(国指定史跡)

下総小金中野牧跡は、平成19年2月6日に文部科学省告示第5号をもって、国史跡に指定され、以下のような現状変更に対する規制を受けている。

「史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」(第125条)。

7 公有化状況(図18・21)

捕込の本来の範囲は、国指定史跡部分、県指定史跡部分、未指定地部分からなり、このうち国史跡部分の約6,000㎡は、平成20年(2008)3月19日、公有化された。

野馬土手は、小学校の校庭部分は市有地であるが、それに続く土手は私有地である。

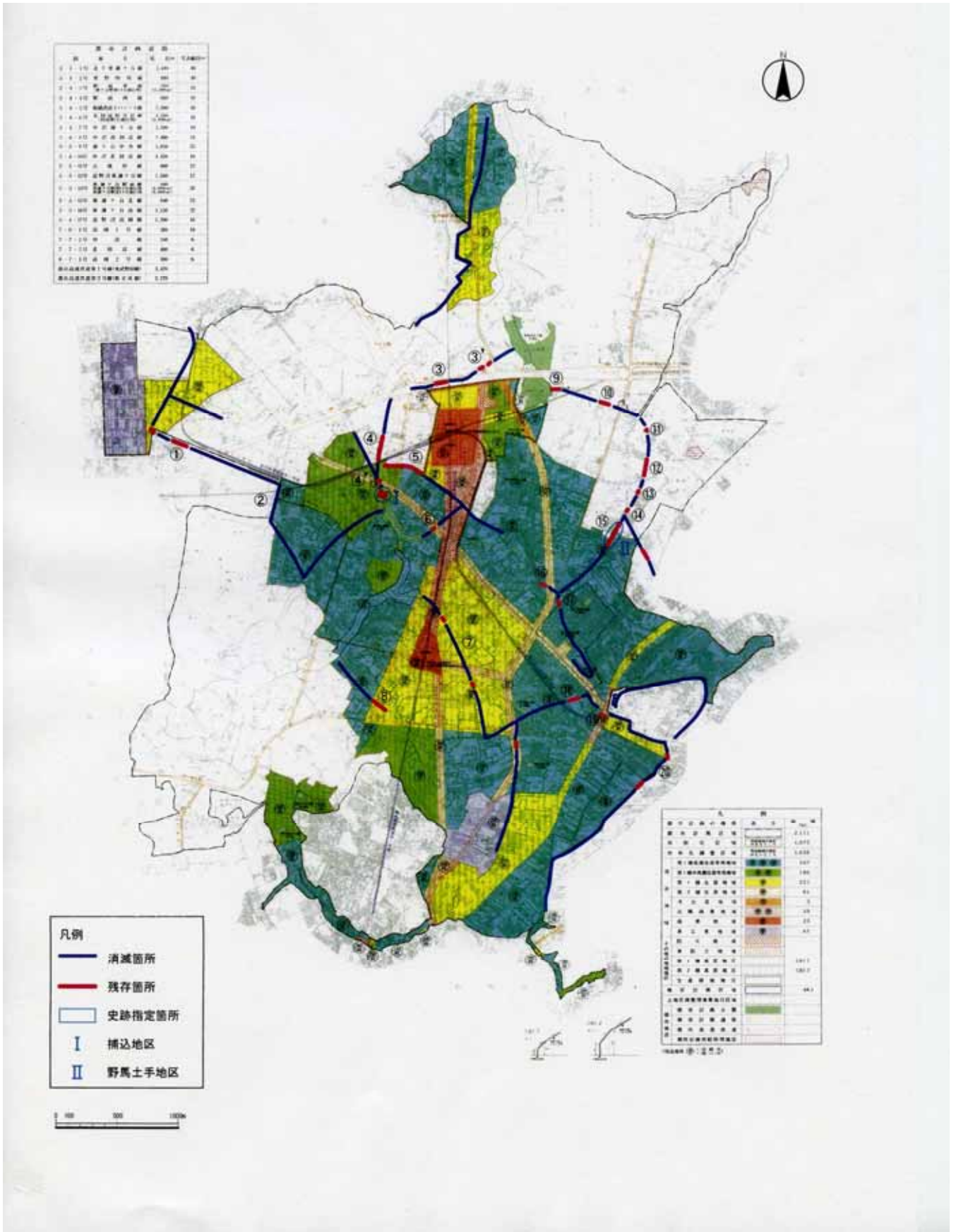


图 17 野馬土手分布图

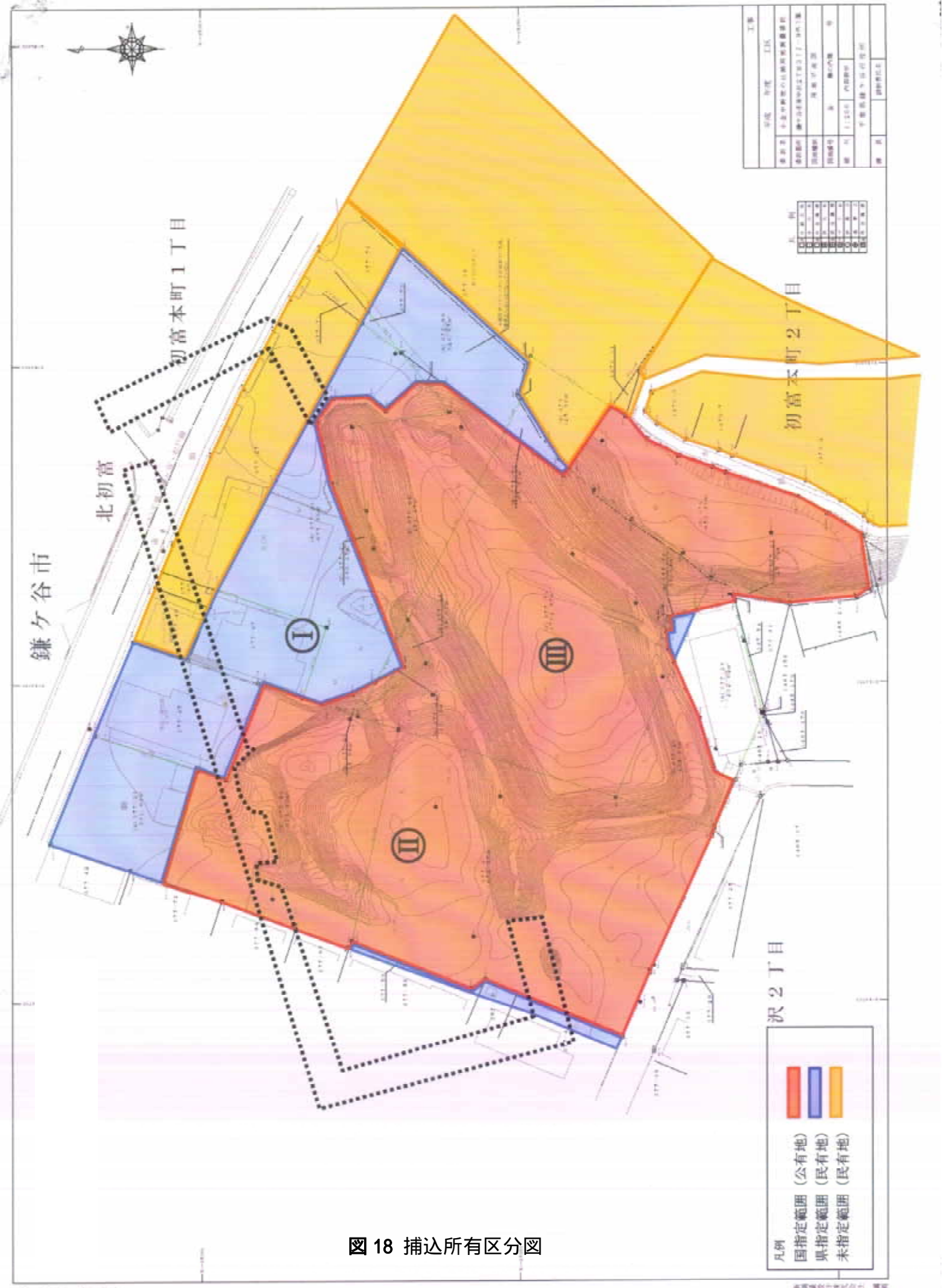


図 18 捕込所有区分図

第 章 史跡の保存管理

第 1 節 保存管理の基本方針

史跡の保存を図りつつ、周辺地域の住環境や安全面にも配慮した適切な維持管理を行う。

市民に親しまれ広く活用される史跡としていくため、適正な保存管理を図る。

史跡地の緑地や谷津は、市街地に残る貴重な自然環境であるため、保存整備との調和をはかりながらその保全と活用を図る。

史跡の確実な保存を図るため、民有地の公有地化を促進する。

その他、史跡の保存管理を行う上で必要な事項に関しては、文化庁及び管理者と土地所有者等が協議を行うこととする。

第 2 節 地区区分

1 地区区分の設定（図 19）

史跡地内の遺構の性格や状況に基づき、捕込地区と野馬土手地区に区分し、野馬土手地区はさらにこれを 3 地区に区分した。それぞれの地区の概要と現況は以下の通りである。

（ 1 ）捕込地区（図 20）

捕込の構造及び谷津が良好に保存されている地区である。第 章の 1 で述べたように捕込本来の範囲のうち、国史跡指定地の約 6,000 m²は公有地化されている。国史跡指定地以外は、県史跡指定地及び未指定地で民有地である。都市計画上の用途地域は第 1 種中高層住居専用地域で樹林地となっている。

（ 2 ）野馬土手地区（図 21）

野馬土手 A 地区

史跡指定地のうち、現在市有地となっている地区である。東側は初富小学校に、西側は市道（幅約 2m）に接している。土手上には樹木が植えられている。都市計画上の用途地域は市街化調整区域で、一部、第 1 種低層住居専用地域となっている。

野馬土手 B 地区

現在、民有地となっている地区である。東側は民地（法人所有地）に、西側は市道（幅約 2m）に接している。土手上には樹木が植えられている。都市計画上の用途地域は市街化調整区域である。

野馬土手 C 地区

現在、民有地となっている地区である。野馬土手は既に削平されており、畑となっている。西側は市道（幅約 2 m）に接している。都市計画上の用途地域は市街化調整区域である。

第3節 保存管理の方法

1 史跡を構成する諸要素の分類

保存管理の方法とそれに基づく現状変更の取扱い基準を定めるため、史跡下総小金中野牧が機能していた江戸時代より保存されてきた要素を、「ア．史跡の本質的価値を構成する諸要素」、近年に設置された工作物等を「イ．その他の要素」、未指定地であるが、史跡の境界に隣接している工作物等を「ウ．史跡の現状変更に密接に関わる要素」として抽出し、各地区で保存すべき要素の明確化を図った。

(1) 捕込地区

ア．本質的価値を構成する諸要素(図22)

- ・「込」を形成する土手、開口部
- ・溜込、払込の区画、形態
- ・御照覧場跡(建物跡、登口)
- ・茶番所跡
- ・井戸跡
- ・その他地下に埋蔵されている可能性のある関連遺構・遺物

イ．その他の要素(図23)

- ・木製階段
- ・仮柵
- ・外灯
- ・電柱
- ・土留め
- ・説明板
- ・県史跡石碑
- ・県史跡標柱
- ・樹木
- ・集水樹

ウ．史跡の現状変更に関わる要素(隣接して所在する工作物等)(図23)

- ・擁壁
- ・フェンス
- ・水路

(2) 野馬土手地区 (図 24)

ア．本質的価値を構成する諸要素

- ・土手
- ・地下に埋蔵されている可能性のある関連遺構・遺物

イ．その他の要素

野馬土手 A 地区

- ・フェンス
- ・ブロック塀
- ・外灯
- ・カーブミラー
- ・樹木
- ・土留め

野馬土手 B 地区

- ・ブロック塀
- ・樹木

野馬土手 C 地区

- ・柵
- ・ブロック塀
- ・ビニールハウス
- ・物置
- ・通路
- ・畑
- ・電柱

ウ．史跡の現状変更に関わる要素 (隣接して所在する工作物等)

野馬土手 A 地区

- ・小学校の門扉

野馬土手 B 地区

- ・電力盤

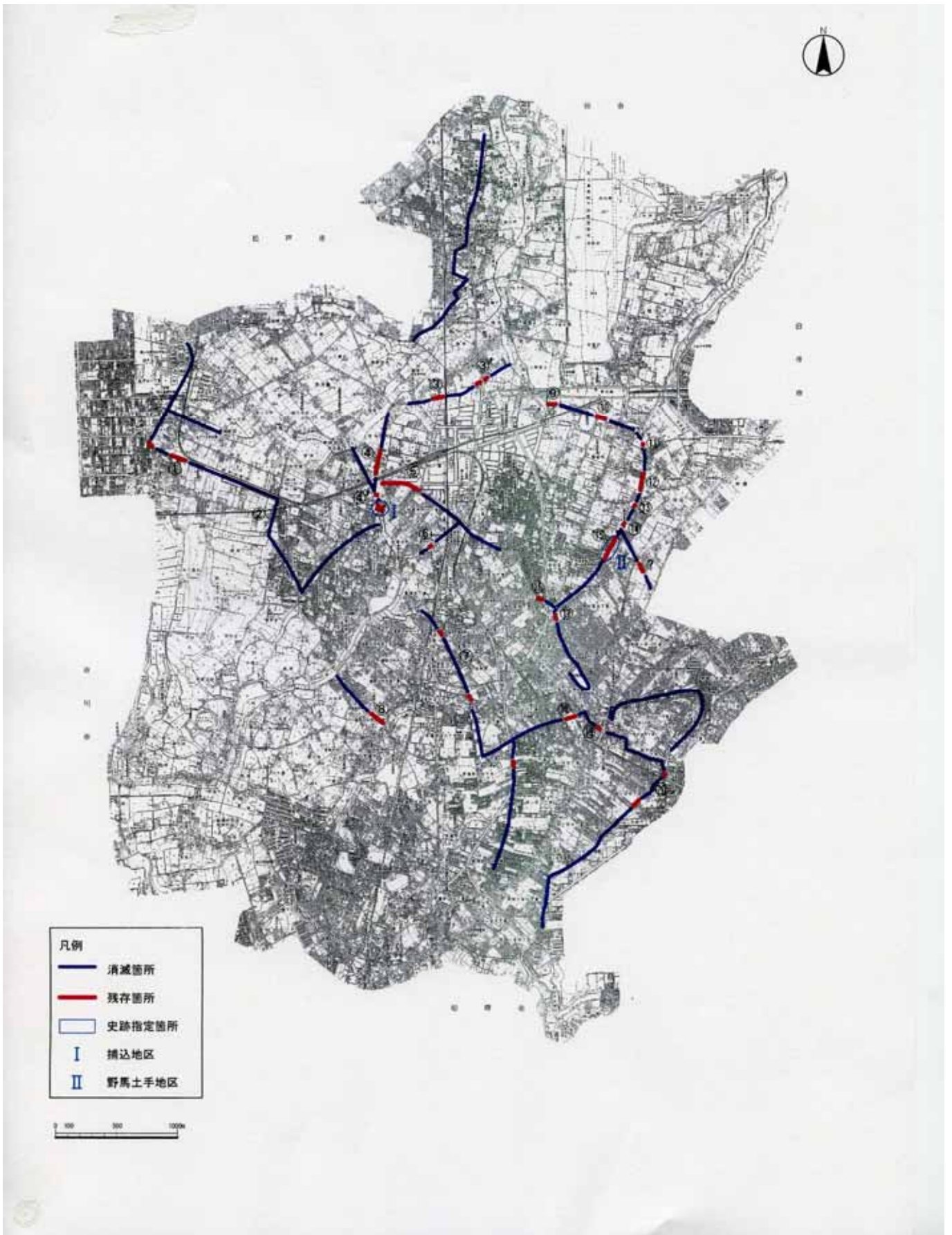


图 19 地区区分設定図

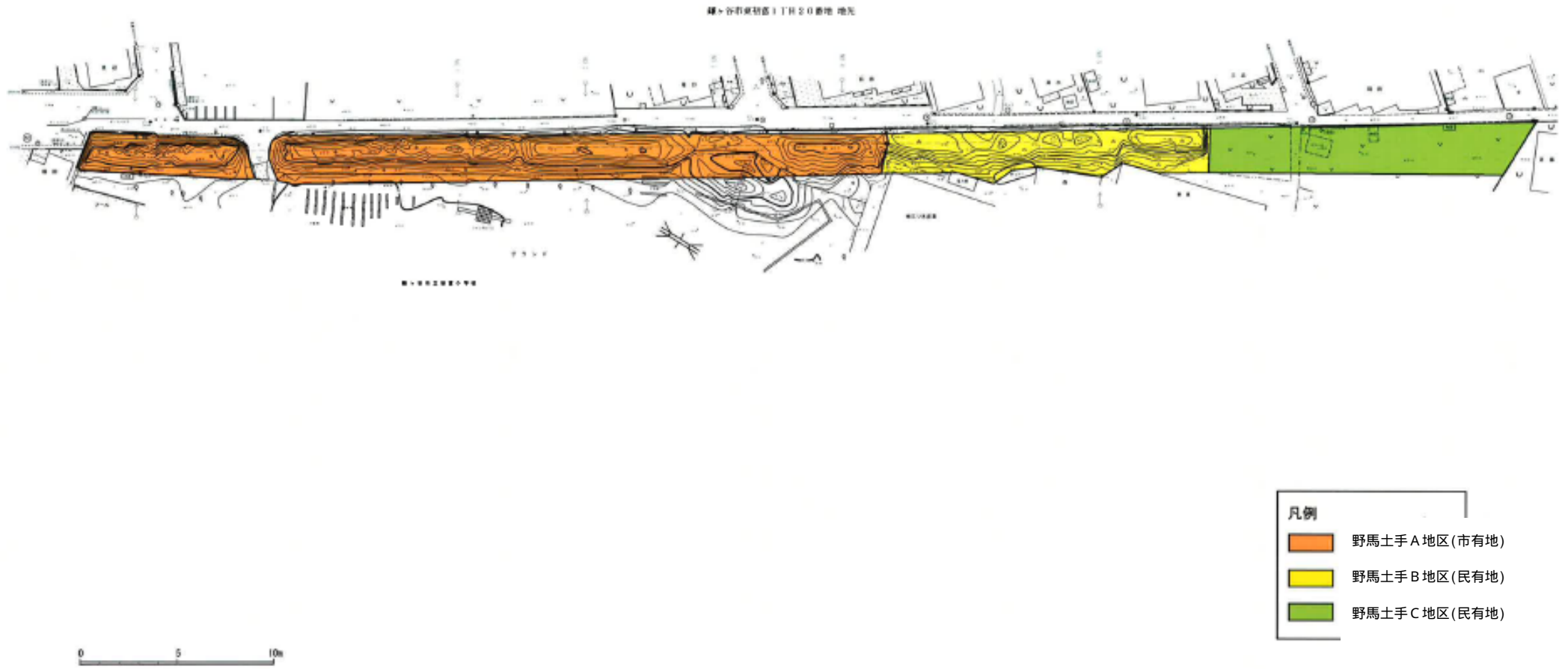


图21 野馬土手地区 地区区分图

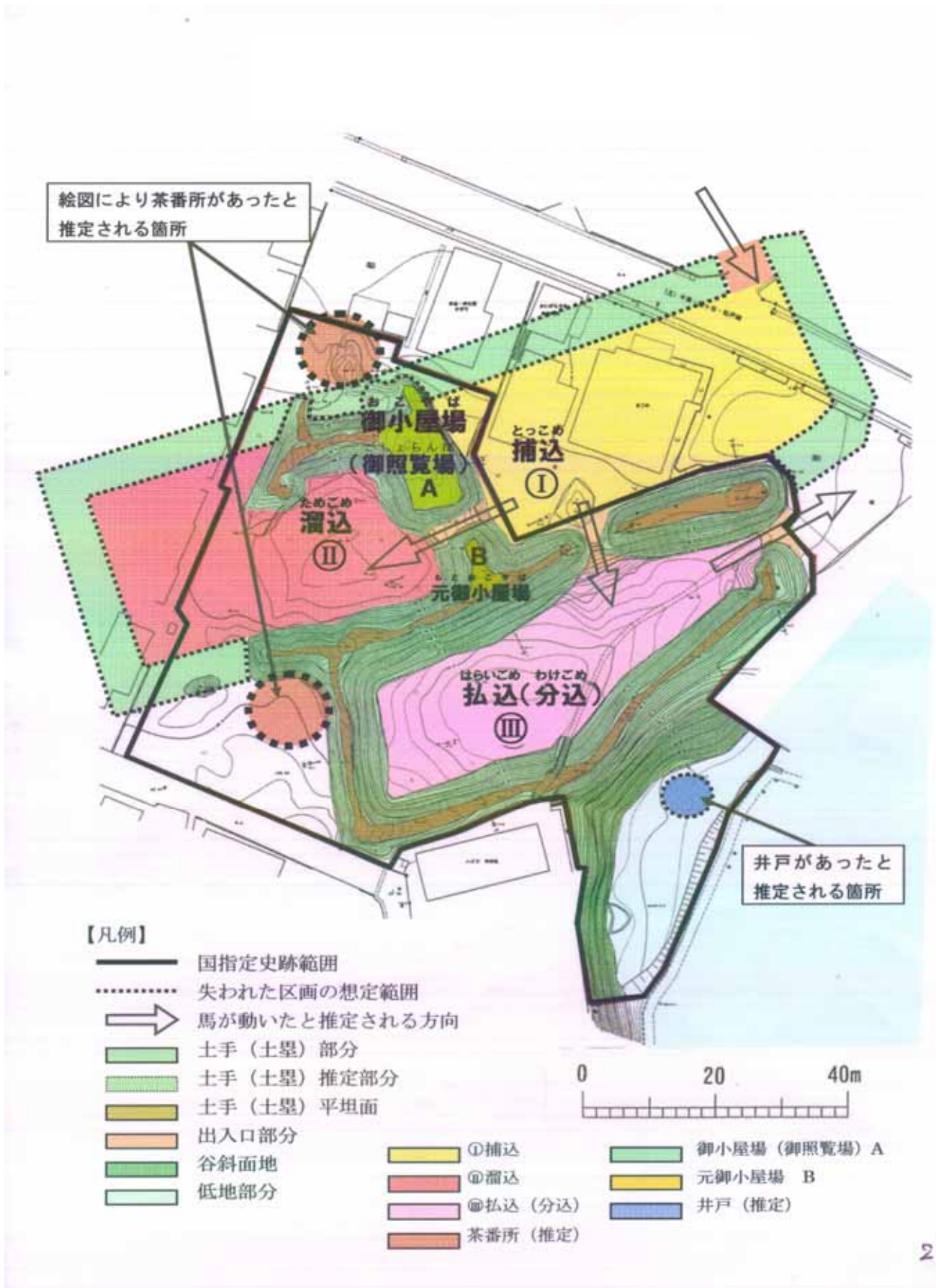


図 22 捕込構造図

鎌ヶ谷市



図 23 捕込地区現況図

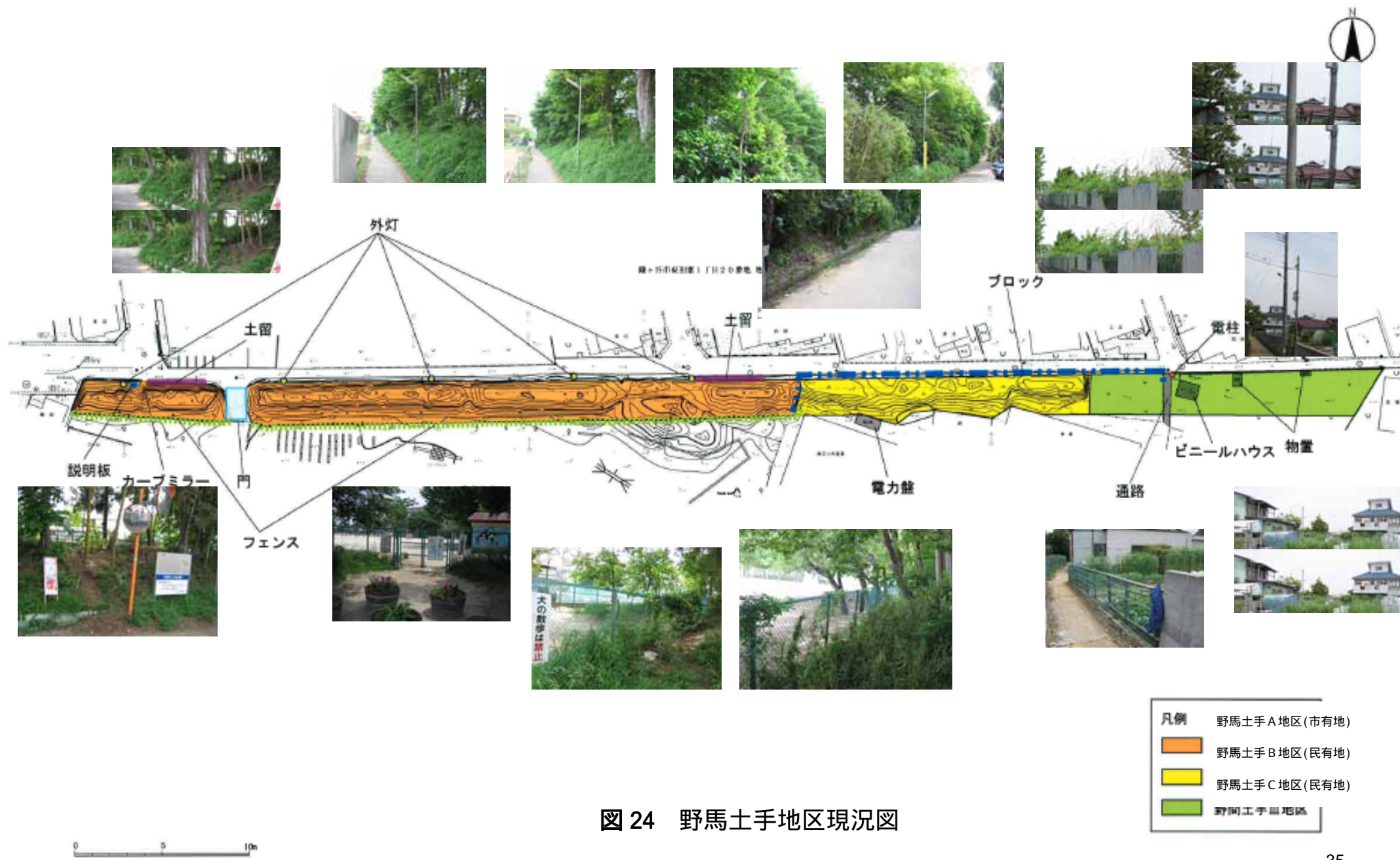


図 24 野馬土手地区現況図

2 各地区の保存管理の方法

(1) 捕込地区

- ・本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないよう、厳密な保存管理を行う。
- ・その他の要素に関しては、史跡の保存と周辺の住環境との調和と防災・防犯への配慮を図りつつ、適切な管理を行っていく。
- ・樹木等の植栽に関しては、史跡の本質的価値を損なわないような管理を行う。植栽管理方針は別途定めるものとする。
- ・その他工作物等に関しては、当保存管理計画の現状変更の取り扱い基準に則って、史跡の本質的価値を損なうことのないよう管理を行う。
- ・国指定範囲すべてが公有地化されている現状を踏まえて、今後、できる限りすみやかに保存整備を行い、市民が広く活用できる場としていく。
- ・保存整備の方針にあわせて、その他の要素は必要により整理・撤去・再配置等を行う。
- ・災害等により土手等が崩落した場合は、必要な手続きを経て速やかに復旧を行う。

(2) 野馬土手地区

野馬土手A地区

- ・本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないよう、厳密な保存管理を行う。
- ・その他の要素に関しては、史跡の保存と隣接する初富小学校の教育活動との調和と防災・防犯への配慮をはかりつつ、適切な管理を行っていく。
- ・樹木等の植栽に関しては、史跡の本質的価値を損なわないような管理を行う。植栽管理方針は別途定めるものとする。
- ・その他工作物等に関しては、当保存管理計画の現状変更の取り扱い基準に則って、史跡の本質的価値を損なうことのないよう管理を行う。
- ・今後、野馬土手の修理・修復等を行う場合は、史跡の本質的価値を高めていけるよう、関係機関等の助言を受けながら、必要な学術調査を行い、必要な手続きを踏まえて具体的な方針を策定していくものとする。
- ・災害等により土手が崩落した場合は、必要な手続きを経て速やかに復旧を行う。

野馬土手B地区

- ・ 今後、できる限り速やかに公有地化を進める。
- ・ 本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないよう、厳密な保存管理を行う。
- ・ その他の要素に関しては、土地所有者の生活権や財産権、防災・防犯との調整をはかりつつ、適切な管理を行っていく。
- ・ 樹木等の植栽に関しては、史跡の本質的価値を損なわないような管理を行う。植栽管理方針は別途定めるものとする。
- ・ その他工作物等に関しては、当保存管理計画の現状変更の取り扱い基準に則って、史跡の本質的価値を損なうことのないよう管理を行う。
- ・ 今後、野馬土手の修理・修復等を行う場合は、史跡の本質的価値を高めていけるよう、関係機関等の助言を受けながら、必要な学術調査を行い、必要な手続きを踏まえて具体的な方針を策定していくものとする。
- ・ 災害等により土手が崩落した場合は、必要な手続きを経て速やかに復旧を行う。

野馬土手C地区

- ・ 今後、できる限り速やかに公有地化を進める。
- ・ 本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないよう、保存管理を行う。
- ・ その他の要素に関しては、土地所有者の財産権等との調整をはかりつつ、当保存管理計画の現状変更の取り扱い基準に則って、史跡の本質的価値を損なうことのないよう管理を行う。
- ・ 今後、野馬土手の復元や整備等を行う場合は、史跡の本質的価値を高めていけるよう、関係機関等の助言を受けながら、必要な学術調査を行い、必要な手続きを踏まえて具体的な方針を策定していくものとする。

第4節 現状変更の取扱い方針及び基準

1 現状変更の取扱い方針

史跡を確実に次世代に継承していくため、現状変更について以下のとおり区分し、具体的な取扱い基準を定める。

現状変更が認められない行為

- ア．史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書に定められた基準に反する場合
- イ．史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ．史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

現状変更許可が必要な行為

史跡の現状を変更する際には、文化財保護法第125条により、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。ただし、以下に挙げるような軽微な変更に関しては、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を行うことは市教育委員会に委譲されている。

- ア．小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- イ．工作物の設置、改修もしくは除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・案内板・街灯等の小規模な施設を含む。
- ウ．道路の舗装もしくは修繕（ただし、土地の掘削、盛土、切土、道路復員の変更など土地の形状の変更を伴わないものに限る）
橋梁・道路の路面の補修、遊歩道の整備、道路に付帯する下水溝などの改修
- エ．史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除去
- オ．埋設されている電線、ガス管、水道管・下水管の改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの）
- カ．木竹の伐採など
史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

現状変更の許可を要しない行為

以下の事項に係る行為については、原則として現状変更等の許可を要しない。実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して確認するものとする。

a．維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規

則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ア．史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき
- イ．史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ウ．史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

b．非常災害のために必要な応急措置（復旧など）

- ア．保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去など、遺構等の損壊防止のための応急措置
- イ．土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊及び崩壊防止のための措置
- ウ．公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置等の措置

c．日常的な維持管理の行為

- ア．捕込、野馬土手を維持する日常管理（清掃、堆積物の除去等）
- イ．植生の日常的な管理（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）

2 現状変更の取扱い基準（表 2）

国史跡に関連する現状変更の取扱いを以下に示し、地区ごと取扱いは次表に掲載した。

ア．地形の変更

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、土手の削剥などの地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。

イ．建築物の新築、増築、改築、移転または除去

建築物の新築、増築、改築または史跡内における移転は原則認めない。建築物の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認めるものとする。

ウ．工作物・土木構造物の設置・改修

防災・防犯上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

カ．木竹の伐採・植樹

土手上および法面の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。既存木の枯損などに対する更新は原則認める。

キ．地下埋設物の設置・改修

地下埋設物の改修にあたっては、地下遺構の保全に影響のない範囲で認めるものとする。新設は原則認めない

ク．発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認めるものとする。

ケ．史跡の現状変更に密接に関わる隣接する工作物等の取り扱い

改修、設置にあたっては、史跡の保全に大きく影響を及ぼさないよう、土地所有者と史跡管理者で協議を行う。

表2 各地区ごとの現状変更の取り扱い基準

	地形の変更	建築物の新築、増築、改築、移転または除去	工作物・土木構造物の設置・改修	木竹の伐採・植樹	地下埋設物の設置・改修	発掘調査及び保存整備	史跡の現状変更に密接に関わる隣接する工作物等の取り扱い
捕込地区	遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則認めない		改修 遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める 新設 遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断	新たな植樹 法面保護や植生復元のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めない 既存樹木の更新 原則認める 伐採 伐根を伴わないものに関しては原則認める。抜根を伴うものは必要性などに応じて判断する	改修 地下遺構の保全に影響のない範囲で認める 新設 原則認めない	発掘調査 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める 保存整備 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認める	改修、設置にあたっては、史跡の保全に大きく影響を及ぼさないよう、土地所有者と史跡管理者で協議を行う
野馬土手 A 地区	同上		同上	同上	同上	同上	同上
野馬土手 B 地区	同上		同上	同上	同上	同上	同上
野馬土手 C 地区	同上	新築、増築、改築、史跡地内における移転 原則認めない 建築物の除去 遺構に影響の無いよう図ったうえで、認める	同上	同上	同上	同上	同上

第 章 史跡の整備活用

第 1 節 整備活用の基本的な考え方

下総小金中野牧跡は、牧として我が国で初めて国史跡となった当地域固有の馬牧関係の遺跡である。また、史跡を構成する捕込や野馬土手は、そのほとんどが市街地に所在するにもかかわらず、遺構の保存状態は良好で、しかも都市化の進行する当市にあって、貴重な緑地帯や谷津を含んでいる。これら自然環境の保全も図りながら史跡の保存整備を図ることが可能であり、その価値は非常に高い。

このように文化遺産と自然環境が一体となった史跡を、地域の歴史的遺産として保存・継承するとともに、来訪者が自然の中を散策しながら、郷土の歴史的意義を理解し、往時を追体験できるような公開活用を目指し、整備を進めるものとする。また、全国に誇りうる地域の財産として市民に愛され、親しまれる史跡としていくため、市民参加の管理運営、活用を積極的に推進していくこととする。

基本的考え方をまとめると次の5つの柱からなる。

本保存管理計画の趣旨を踏まえ、史跡の保存を第一義とした整備活用とする。

保存状態が良好であることから、必要に応じ事前に学術調査を行い、その成果を踏まえ、往時の雰囲気を追体験し、学習できるような整備とする。

史跡一帯の貴重な自然環境の保全を図りつつ、地域の憩いの場としての機能や役割を併せ持つような公開活用を目指す。

史跡を郷土の歴史を活かしたまちづくりの拠点として位置付け、歴史を通じた地域間交流や情報発信の空間として広く活用できるような整備を推進する。

郷土意識の醸成を図り、心豊かな市民生活の向上に資するよう、市民参加の活用、管理運営を積極的に推進していく。

第 2 節 整備活用の基本方針（図 25）

国史跡下総小金中野牧跡の整備活用にあたっては、遺構の性格や公有化状況が異なることから、指定地を捕込地区と野馬土手地区とに分けて考える必要がある。

主な基本的な方針は 捕込地区の整備を優先してすすめる。野馬土手地区については公有化の進捗状況により順次調査、整備を進めることとする。

以上の点を踏まえ、下総小金中野牧跡の概要で述べたように、捕込で行われた野馬捕りには近在や江戸からの見物客が多く訪れたようで、現在のガイドブックにあたる「成田名所図絵」にもその賑わいの様子が描かれている。史跡の整備活用にあたっては、このような歴史資料や発掘調査の成果等から明らかにされる往時の状況を学習し、追体験できる整備活用の方策を検討する必要がある。

例えば、土手で囲まれた区画内では野馬を捕らえ、溜め、また野に返すという作業が行われたことから、区画内に馬を放ち乗馬体験など直接馬に触れるイベントをNPOや

関係機関との協働により実施したり、活用の一環として市民参加による植栽を行うなど市民に足を運んで貰う機会を設けて本史跡の存在をアピールし、更なる周知を図るなど、史跡自体の復元とともに市民の憩いの場となる整備活用を検討する。

また、史跡見学のための入口の設定は重要課題として検討する。

以下にイメージを具現化するため史跡のゾーニングを行い、個々のゾーンの現状を概観し、併せて課題等を整理する。

1. 捕込地区

下総小金牧跡に唯一、まとまったかたちで残存する捕込跡であり、国指定史跡範囲がすべて公有地化されていることを踏まえて、市民が史跡に親しみながら憩い楽しめるスペースとなるよう整備公開を推進していく。

(1) ゾーニング

捕込の歴史的な機能と区分けを踏まえて、次のようなゾーンの設定を行った。

払込ゾーン

当歳馬とうさいばに焼印やきいんを押し、2歳馬等とともに野に帰す区画である。最も保存状態が良く、江戸時代の区画の姿をほぼそのまま残している。史跡全体の中心ゾーンとして位置付け、市民参加の管理活用を行うスペースとして位置付けるものとする。このゾーンの北側の民有地は国道464号に面している。

溜込ゾーン

幕府に送る馬や、役馬や農耕馬として払い下げる馬を溜めておいた区画である。野馬奉行や幕府役人が捕馬を検分した御照覧場と呼ばれる広い平坦部を含め、もとは長方形の区画であったと考えられるが、現況は西側約1/3程度の土手が失われている。また、史料からかつて茶番所ちやばんしょがあったと推定されるゾーンで、この北側は国道464号に面した民有地である。

茶番所ゾーン

史料から茶番所があったと推定されるゾーンである。捕込の外周部にあたり、野馬捕獲りの際、見物人に茶菓等を供した臨時の茶店ちやみせが置かれたゾーンである。遺跡周辺の住宅地に隣接し、土手などの囲みもなく、市道からアクセスできるオープンな空間となっている。緑地広場として親しめ憩えるスペースとする。

水場ゾーン

捕込東側の谷津の部分である。史料から井戸があったと推測でき、水場みずばとして利用されていたと考えられる。今後の調査成果を踏まえながら、水場としての整備をはかるゾーンとする。

(2) 遺構の保存整備方針

土手

土手は斜面に竹等が繁茂している箇所もあり、一部小規模な崩落が見られる箇所も存

在する。斜面の竹、樹木は伐採・抜根し、崩落箇所等の補修を行う。既に消滅している溜込の南北土塁については、北側土塁は導入路の動線確保の必要性から復元は行わず、現況の修復に留める方針とする。南側については溜込の区画の様子を感じ取ることができるよう、可能な範囲で復元整備を行う方針とする。

その他の遺構

茶番所、御照覧場、井戸跡については、今後、必要に応じて確認調査を行い、具体的な整備方針を検討していくものとする。

(3) 環境整備方針

導入および便益施設

メインの入口は新鎌ヶ谷、初富、北初富駅からのアクセスに便利な国道 464 号からの導入が可能な溜込ゾーンに設けることが望ましいが、前述のように追加指定、公有化が課題となる。専用の駐車場、便所、水飲みなどは設けず、貝柄山公園の便益施設を利用する方針とする。貝柄山公園駐車場からの史跡地への導入の利便性を考慮して、水場ゾーンにも入口を設けることを検討する。また、南側の市道から茶番所ゾーン内へ入れる入口についても設置を検討する。

ガイダンス施設

史跡の概要説明を行う場としてガイダンス施設の設置を検討する。

動線

史跡地内に園路は設けず、自由動線とすることを基本とする。土手へ登る階段を適宜設けて、土手上を一周しながら、捕込地区の全容を眺めることができるようにする。

サイン

入口にはそれぞれ、名称板兼案内板めいしょうばんけんあんないばんを設置する。

溜込ゾーンに、総合説明コーナーを設け、捕込の屋外復元模型おくがいふくげんもけい及び総合説明板を設置する。

その他、各遺構には遺構説明板をそれぞれ設置する。

植栽

現況の樹木のうち、台風等で倒木となる恐れがある樹木、遺構保護の観点から問題のある樹木、放置すると繁茂が著しい竹等は伐採を行う。高木の新規植栽は遺構保護を考慮して行わず、上記伐採を行う樹木以外の現存樹木を活かした緑地としていくことを基本とする。

西側の民家との境にはプライバシーに配慮し、蔓状植物等を這わせた高生垣を設置することを検討する。

土手法面にはその保護に適した野芝、小熊笹等を適宜植栽する。土手上は歩行に適した芝張とすることを検討する。

より市民に親しまれる空間とするため、市民参加で芝桜等の草花を植栽し、管理していくスペースを払込ゾーン内側の土手法面に設けることを検討する。また、同じく市民参加で江戸時代以来の在来の野草を栽培管理するスペースを、茶番所ゾーンや水場ゾーンに設けることも検討していく。

その他

都市近郊の幹線道路に近い住宅地に位置し、土手によって囲われた空間となることから、防犯カメラ等の設置など、防犯対策についての検討を行う必要があると考えられる。

2. 野馬土手地区

野馬土手が現存している箇所は現況保全を主とし、遺構保存上問題のある樹木の伐採等の植栽管理および、崩落箇所の修復を行う。前面に設置されている外灯は、景観を考慮して反対側への移設、または高さを抑えたタイプの照明への変更を行うことを検討する。既に土手が消滅している箇所は、復元または何らかの表示により、野馬土手であったことが認知できるようにすることを検討する。

第3節 活用の方向性について

下総小金中野牧跡は、牧として全国初の国史跡という歴史・自然環境を形成する重要な文化資産であり、本市にとって貴重な地域資源となる可能性を有している。

地域住民が史跡に誇りと愛着を持ち、未来に継承しようとする当事者意識を育むためには、市民がその多様な価値を理解し、より豊かな生活を享受できるよう、史跡の活用を積極的に進め、史跡に対する考え方の質的転換、意識の向上を図ることが必要である。

活用の方向性については、市の総合基本計画に定める本市がめざすべき都市像「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」の創出に向けて市内の各計画と連携し、以下のとおりとする。

1. 史跡の価値や地域の歴史、自然について学び、理解する場として活用する。

史跡指定後、何度か実施した現地説明会やシンポジウム及び企画展には市内外から多数の参加者があり、関心の高さを示すこととなった。

また、野馬土手に関する著書や国史跡指定を契機とした個人の野馬土手研究、探訪が顕在化し、窓口への問い合わせなども増え、各種講座での活用など生涯学習の場として全ての世代への対応が求められるであろう。地元の文化財という認識が徐々に芽生えてきていることが窺われる。

一方、学校教育の場では地域学習の副読本に牧の歴史が取り入れられていることから、市内の小・中学校の担当教員と連携し、郷土学習としての浸透を更に図るものとする。

なお、現地見学においては幼児や高齢者、ハンディキャップを持った人々に配慮した工夫も必要である。

2. ふるさと意識と地域のアイデンティティを醸成する場として活用する。

鎌ヶ谷市に転居してきた人々の定着とともに、ここで育った第二世代の子供たちが巣立ち、鎌ヶ谷を「ふるさと」としているケースも多くなってきており、「ふるさと」を意識するときイメージされるものとして、鎌ヶ谷の歴史に刻まれた地域のアイデンティティを育む役割がまさにこの「下総小金中野牧跡」に求められるものとなる。地域のア

イデンティティを確立し、鎌ヶ谷のシンボルとして個性あるまちづくりを進めるうえで、重要な要素のひとつとして生かしていくものとする。

特に、今回指定された野馬土手は小学校の校庭内にあることから、郷土学習を通じて、自らの地域の歴史と文化に誇りと自信を持つ「国史跡のある学校の児童」を育てる場としても活用する。

3．市民の文化的活動やふれあいの場として活用する。

史跡が未永く地域に愛され、親しまれるためには、史跡の維持管理や公開にあたり、ボランティアの活用など地域住民を巻き込んだ市民参加による手法を採り入れ、またイベントなどの実施についてもNPO等と良好な協働関係を築き上げ、その企画力、実行力等を生かし、持続できる方策が求められる。これまでは史跡の保存と活用に関する計画の立案から実施にいたるまでを行政が主体として行ってきたが、これからは地域住民等と連携して取り組む体制、ボランティアやNPOの活用などとの連携・協力関係を構築することが大きな課題である。また、地域住民が主体となった管理活動への支援も必要と思われる。

このように、様々な市民活動やふれあいの場として活用する。

4．みどりを保全する場として活用する。

また、本史跡はまとまった緑地空間を有するなど、市街地にありながら貴重な自然環境を併せ持っている。みどりの空間はうるおいとやすらぎのある心豊かな市民生活に欠くことの出来ない大切なものであることから、人々が憩い、出会い、健康づくりを行うなど、快適な日常生活を送るためのみどりを保全、創出する場としても重視し、活用する。

5．地域の活性化を図り、地域間交流の場として活用する。

鎌ヶ谷市には観光施設が少ないが、牧跡として全国初の国史跡という特質を活かし、商工会、地元企業などの協力を得て、本史跡にちなんだ商品等を開発することによって地域の活性化を図る必要がある。また、下総小金中野牧跡は松戸市など近隣市を含む広域にわたる遺跡であるが、特に捕込はその中核的な遺構であることから、本史跡を地域間交流、情報発信の拠点としても活用する。



鎌ヶ谷市

北初富

初富本町1丁目

初富本町2丁目

東中沢2丁目

市民参加(草花)
植栽スペース

凡例

- 国指定史跡範囲(市有地)
- 県指定史跡範囲(民有地)

A	B
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

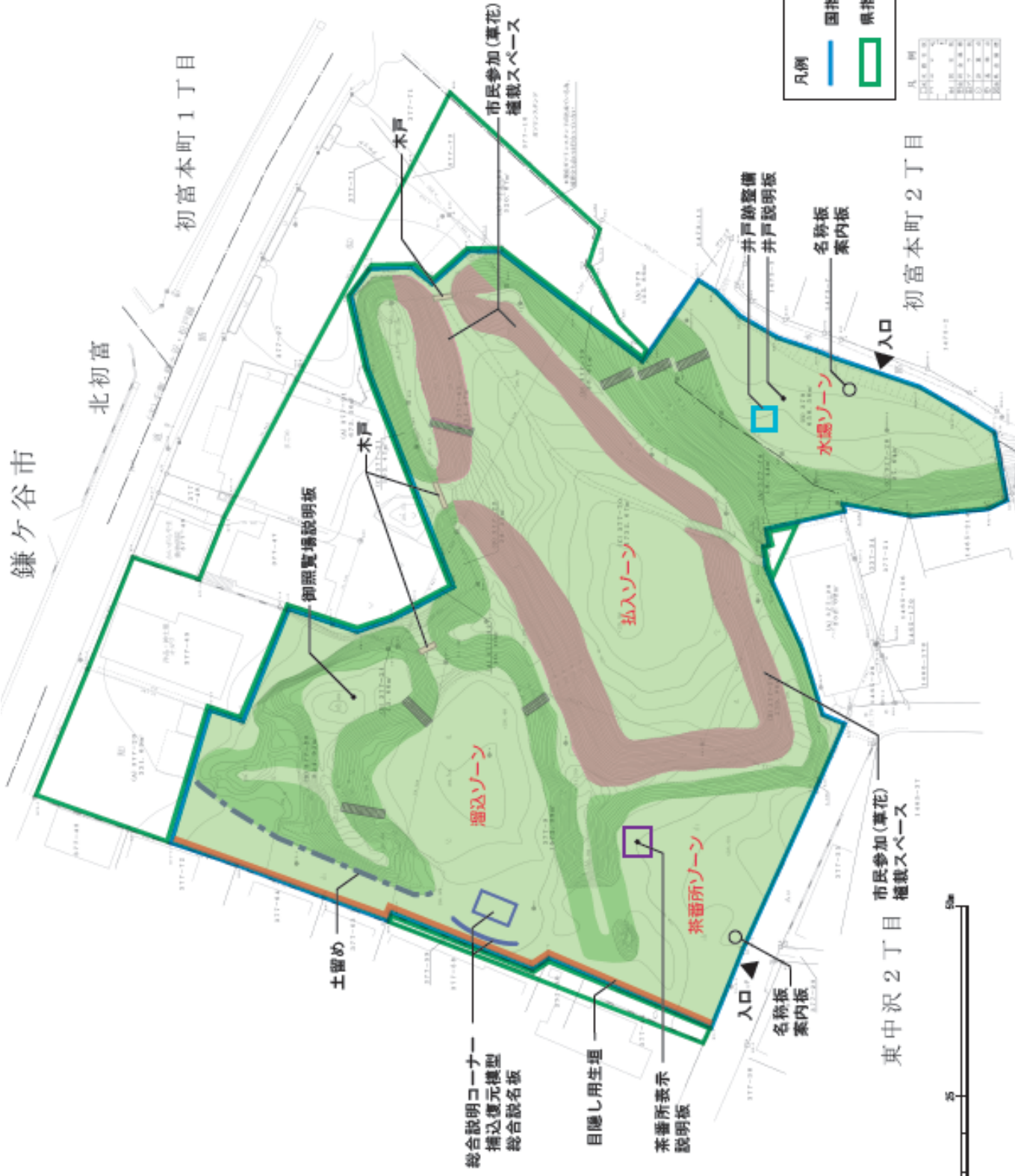


図 25 整備イメージ図

第 章 管理及び運営体制

第 1 節 保存管理体制について

1 基本的考え方

鎌ヶ谷市が保存管理を行うものとする。

2 実施及び管理体制

保存管理計画に基づいて行うものとする。

市は、国、県の協力を得て下総小金中野牧跡の保存管理に積極的に取り組むものとする。

史跡の現状変更に関わる保存管理は、管理団体である鎌ヶ谷市が行う。窓口・担当は教育委員会の文化財担当部署とする。

史跡指定地内の土地所有者が史跡の本質的価値に関わる現状変更を行うと判断される場合は、管理団体である鎌ヶ谷市と必要な協議・調整を行い、現状変更申請を行う。

史跡指定地内の災害時の復旧については、土地所有者と協議の上、鎌ヶ谷市が主体となって行うものとする。

史跡指定地の整備を行う場合は、国・県の協力の下、鎌ヶ谷市が事業主体となって行うものとする。

捕込地区の県史跡指定範囲で、土地所有者が史跡の本質的価値に関わる現状変更を行うと判断される場合は、県と連絡をとりつつ鎌ヶ谷市が土地所有者と協議・調整を行う。

史跡に指定されていないが、下総小金中野牧跡を構成する野馬土手や、関連遺構に本質的価値に関わる現状変更が行われると判断される場合は、周知の遺跡・埋蔵文化財として鎌ヶ谷市が土地所有者と協議・調整を行う。

史跡に指定されていない下総小金中野牧跡の遺跡の災害時の対応については、土地所有者と鎌ヶ谷市が協議を行う。

3 庁内の協力について

史跡の適切な保存管理にあたっては、庁内の横断的な連絡調整を行いその推進に努めるものとする。

4 市民参加の運営管理について

市民参加の運営管理は、下総小金中野牧跡を市民が知り、親しみ、守っていく機運とともに、ふるさと意識を醸成していく上で、非常に重要であると考えられる。鎌ヶ谷市では現在、下総小金中野牧跡の活用を積極的に企画し、実行している市民団体も存在する。これらの市民団体の活動も視野に入れつつ、整備後の史跡の日常的な管理と活用事業の運営について、NPO や地元自治会など市民団体への委託や小中学校を含む関係機関との協働により行うことを検討する。

第 章 今後の課題

第 1 節 発掘調査について

これまで捕込は発掘調査が行われたことがなく、遺構の性格や特徴を把握する手段は、測量及び文献資料調査や古くから当地に在住する人々からの聞き取りによるものであった。したがって、今後の整備復元工事の実施にあたっては整備に必要な情報を得るための発掘調査実施を検討する必要がある。

第 2 節 未指定地の取扱いについて

下総小金中野牧跡を市民に愛される貴重な歴史的資産として保存・活用を図るとともに、ふるさとの景観や歴史を物語るみどりの保全という視点も加え、これからのまちづくりに有効に生かすことを基本的な考え方とする。

その上で本史跡の本来の機能と広がりや踏まえ、土地公有化に伴う財政状況や他の基本計画などを勘案しながら、指定地の範囲について検討を行うものとする。なお、遺構の性格や整備・活用方法の違いもあることから、捕込地区と野馬土手地区に区分することとする。

1 捕込地区の県指定地及び私有地の取扱いについて（図 26）

捕込は、野馬を追い込み、捕獲・選別する狭義の「捕込」、軍馬として幕府に送る馬や役馬、農耕馬として払い下げる馬を溜めた「溜込」、当歳馬に焼印を押し、野に帰すための「払込」の3区画からなっている。現在、「溜込」・「払込」部分は国の指定範囲内で私有地となっているが、「捕込」部分は県指定史跡および未指定の私有地となっている。国指定史跡部分と国道 464 号の間の県指定史跡部分および、未指定地部分を追加指定することにより、捕込地区全体の保存・活用が図れるようにする。

また、捕込は東側の谷津を取り込み構成されていた。現在、この谷津は史跡に隣接する部分が私有地となっており、その南側は貝柄山公園に続いている。将来的には貝柄山公園と史跡をつなぎ、谷津の保全を図ると共に、一体的に活用できるようにすることを検討する。ただし、都市計画道路（3・4・10号線）と重複する部分があるため、関係部局の上位機関の助言を受け、検討する必要がある。

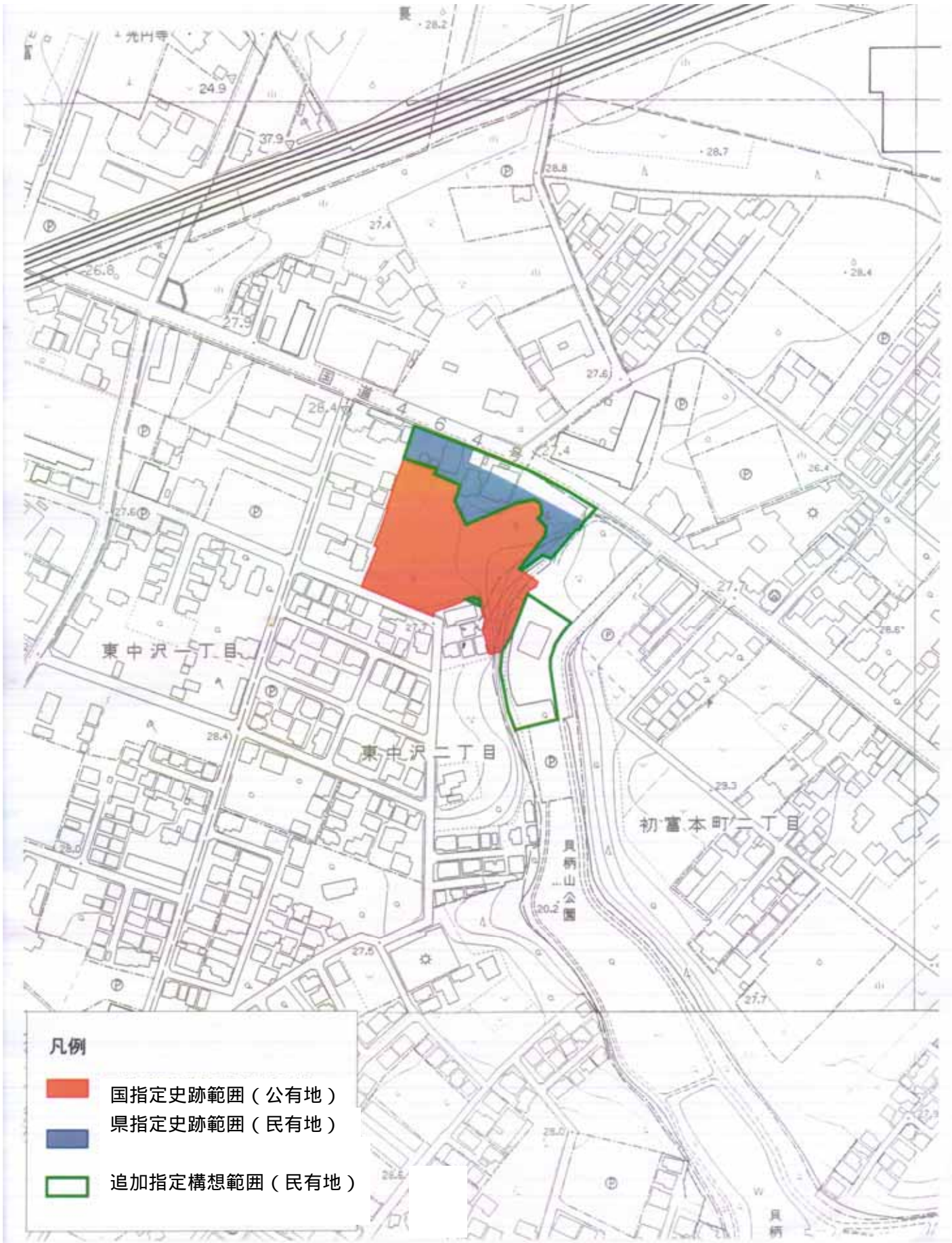


图 26 捕込地区追加指定検討图

現況(捕込)

捕込地区 県指定部分の状況



性 格	捕込
所有状況	民有地
用途地域	第1種中高層住宅専用地域
他の開発計画の有無	無し
現 況	駐車場、宅地。東、西側は宅地畑に隣接。北側は国道に面し、南側は史跡指定範囲となっている。
そ の 他	

捕込地区 未指定部分の状況



性 格	捕込につながる谷津
所有状況	民有地
用途地域	第1種中高層住宅専用地域
他の開発計画の有無	都市計画道路計画(3・4・10号線)
現 況	駐車場、アパート、空き地。東側は公園入口道路に接し、西側は水路を挟み史跡指定範囲、北側はガソリンスタンド、南側は貝柄山公園駐車場となる。
そ の 他	

2 未指定の野馬土手の取扱いについて（図 27）

（1）追加指定について

これまでみてきたように市域には未指定の野馬土手が点在しているが、その遺存状態や社会的環境は様々である。そこで現在の社会経済状況及び本市の財政事情を考え合わせ、野馬土手の保全については、重点化による検討が必要と考える。

なお、追加指定以外の保全策としてたとえば緑地保全の方策などの可能性について関係部局と協議を検討していく。

（2）管理について

未指定の野馬土手の管理については、土地所有者が行うことが基本であるが、所有者の管理負担を軽減していくことは、野馬土手の保全にとって有効であると思われることから、今後、なんらかの対策を検討していくことが必要であると考え。

また、未指定の野馬土手を含めた有効活用策を検討していくことも必要である。

そこで捕込地区の整備活用で検討したように、所有者の同意を得た上で市民参加による管理と活用に向けた方策とその条件整備の検討が今後の課題であると考え。

3 . その他の牧の遺構

その他、牧に関連する遺構である水呑場、木戸等については当面、広く周知を図ることとして取り扱っていく。

第3節 整備公開活用の具体的な方向性について

第1章で述べたように、本計画書では基本的な考え方等について記述している。整備活用の具体的な規模や手法等を示す実施計画については本計画書に基づいて保存管理計画検討委員会を母胎とする庁内組織として「（仮称）国史跡下総小金中野牧跡整備活用委員会」を設けるなどして検討していく。

第4節 保存管理計画の見直し

当該計画は社会情勢、市の状況等を鑑み、適切な保護・管理等を確実とする保護体制を維持していくため、必要に応じて見直しを図っていくこととする。

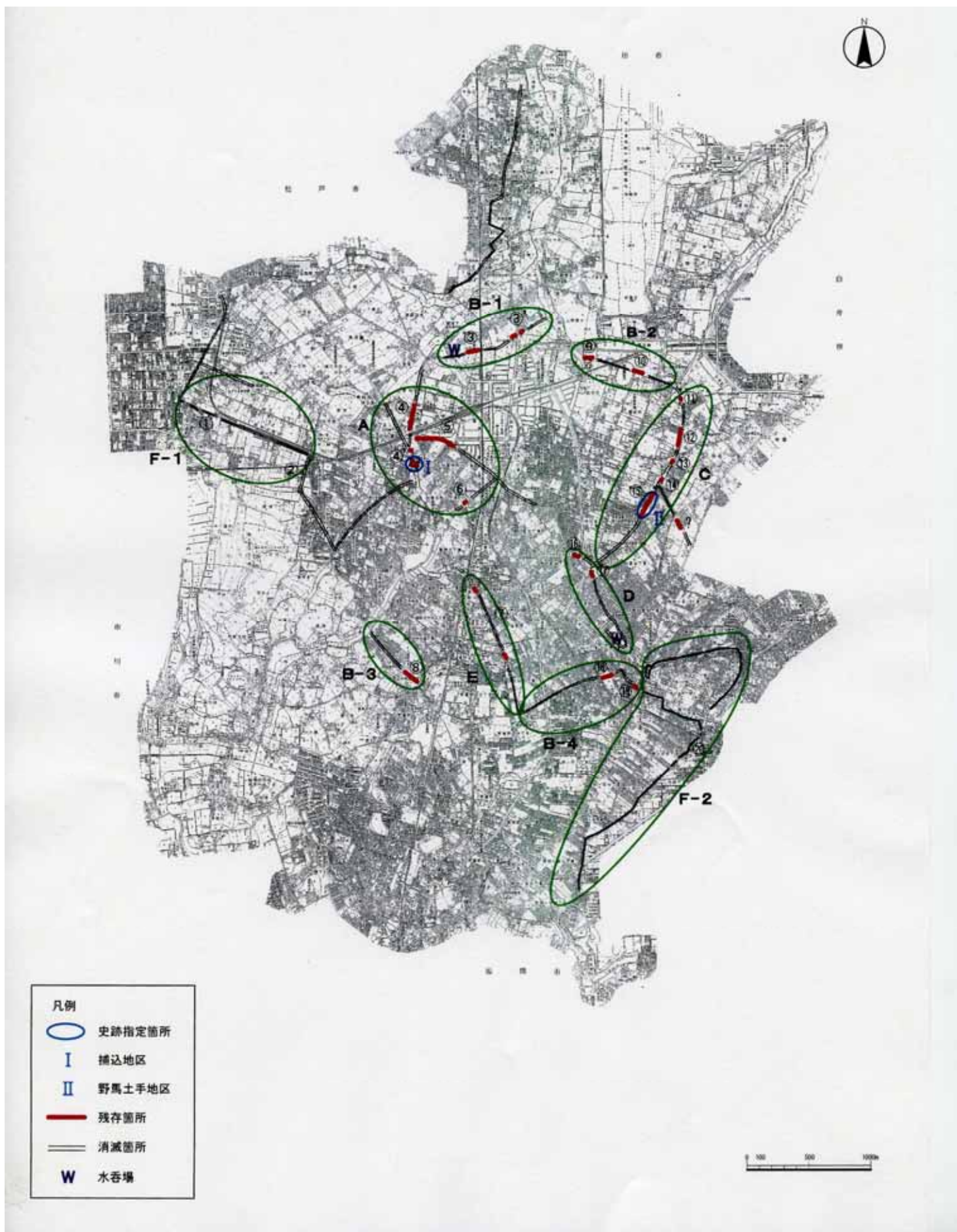


図 27 未指定野馬土手現況写真対応図

現況（未指定野馬土手）



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整地域
他の開発計画の有無	無
現 況	土手頂上部が松戸市との行政境界になっている。鎌ヶ谷市側は梨畑でほとんど削平されている
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	国道計画有
現 況	東側は線路、北側は幼稚園、畑に隣接。雑木林となっている。2重の堀が確認できる
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	梨畑内に残存している。土手が残る部分と堀のみが残る部分がある
そ の 他	



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無し
現 況	東側は宅地、西側は畑に隣接
そ の 他	



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	第 1 種中高層住居地域
他の開発計画の有無	無
現 況	北側は駐車場、南側は宅地に隣接
そ の 他	



性 格	勢子土手（大込土手）
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	都市計画道路計画（3・3・16号線、3・4・10号線）
現 況	北側は鎌ヶ谷総合病院の駐車場内、南側は宅地に隣接残存している。
そ の 他	



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	千葉・鎌ヶ谷・松戸線拡幅計画
現 況	南半分は国道に面した宅地内に残存。北半分は宅地に隣接する神社境内に残存
そ の 他	



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種住居地域
他の開発計画の有無	無
現 況	宅地と宅地の間に挟まれている。遺存状態は非常に悪い
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種住居地域
他の開発計画の有無	都市計画道路計画(3・4・17号線)
現 況	雑木林、北側は神社敷地に隣接。
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	市有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	北側は雑木林、南側は畑に隣接。雑木林の南端に土手が残存している
そ の 他	雑木林は(仮)市総合運動公園の計画地となっている



性 格	野馬除土手
所有状況	土手頂上より北側は民有地、南側は市有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	北側は雑木林、南側は市体育館の敷地内となる
そ の 他	雑木林は(仮)市総合運動公園の計画地となっている



性 格	勢子土手
所有状況	市有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	雑木林内に残存、近隣にひょうたん公園あり
そ の 他	



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	東側は畑、西側は幅約 2mの認定道路に隣接。道路を挟んだ西側は梨畑。
そ の 他	認定道路



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	宅地と宅地の間に残存する。西側は幅 2mの認定道路、東側は駐車場、雑木林に隣接
そ の 他	認定道路



性 格	勢子土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	無
現 況	雑木林。東側は県道に面す。北側は工場、南側は宅地に隣接。
そ の 他	



性 格	勢子土手
所有状況	土手頂上より東側は民有地、西側は市有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	無
現 況	東側はアパート敷地、西側は市道に隣接する
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	無
現 況	市道に面した雑木林内に残存
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	無
現 況	共同墓地に隣接、遺存状態は悪い
そ の 他	



性 格	野馬除土手
所有状況	民有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	無
現 況	土手の裾部が船橋市との行政境界になっている。下野牧を構成する土手である
そ の 他	

現況（水呑み場）



性 格	水呑み場
所有状況	民有地
用途地域	市街化調整区域
他の開発計画の有無	無
現 況	北側には中学校、東側には弁財天の祠が所在し、西側は低地が埋め立てられている。
そ の 他	



性 格	水呑み場
所有状況	民有地
用途地域	第1種低層住居専用地域
他の開発計画の有無	無
現 況	住宅団地の調整池となっており、周囲を住宅に囲まれている。
そ の 他	

資料

国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	摘 要
委員長	河 原 純 之	元文化庁記念物課主任文化財調査官（学識経験者）
副委員長	新 山 恒 雄	鎌ヶ谷市文化財審議会副委員長（地元代表）
委 員	高 埜 利 彦	学習院大学文学部教授（学識経験者）
”	赤 坂 信	千葉大学園芸学部教授（学識経験者）
”	中 村 哲	元千葉県立美術館長（学識経験者）
”	秋 山 秀 一	東京成徳短期大学教授（学識経験者）
”	小 川 博 巳	公募委員
”	渡 邊 俊 彦	公募委員

指導・助言機関

所 属	氏 名	摘 要
国	山 下 信 一 郎	文化庁記念物課文化財調査官
県	永 沼 律 朗	千葉県教育庁教育振興部文化財課主任文化財主事 （平成 19 年度）
	渡 邊 修 一	千葉県教育庁教育振興部文化財課主任文化財主事 （平成 20 年度）

国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡下総小金中野牧跡(以下「史跡」という。)の保存管理計画(以下「計画」という。)を策定するため、国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 史跡の保存管理の基本方針及び構想に関すること
- (2) 史跡の整備構想及び基本計画に関すること
- (3) 計画策定に必要な情報の収集に関すること
- (4) 計画策定に必要な調査に関すること
- (5) その他計画策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから鎌ヶ谷市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鎌ヶ谷市文化財審議会委員
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年3月31日をもってその効力を失う。

会議開催概要

保存管理計画策定委員会

	開催日時	検討内容
第1回	H19.10.30	委員委嘱・正副委員長選任・諸説明及び保存管理計画の検討事項の項目について・記念シンポジウムについて・現地調査（捕込・野馬土手）
第2回	H20.1.11	保存管理計画の検討事項内容について・記念シンポジウムについて
第3回	H20.5.9	保存管理計画策定報告書（骨子案）の検討について・現状対策について（野馬土手）
第4回	H20.7.15	保存管理計画策定報告書（第1案）の検討について
第5回	H20.10.21	保存管理計画策定報告書（第2案）の検討について

保存管理計画検討委員会

	開催日時	検討内容
第1回	H19.4.25	現地調査（捕込・野馬土手）・史跡概要説明・保存管理計画策定方針について・会議スケジュールについて・保存整備事業について・策定委員会設置要綱について・計画策定にあたっての課題の集約方法について
第2回	H20.3.24	調査票の集計結果について・保存管理計画（骨子案）について・現地説明会&シンポジウムについて・史跡の区域区分による保存管理方針（案）について
第3回	H20.7.8	保存管理計画策定報告書（第1案）の検討について 諸説明・追加指定、都市計画道路との関係、指定範囲、整備活用について
第4回	H20.10.2	保存管理計画策定報告書（第2案）の検討について
第5回	H20.10.15	保存管理計画策定報告書（第3案）の検討について
第6回	H20.11.10	保存管理計画策定報告書（第4案）の検討について

人口統計関係資料

鎌ヶ谷市人口推移表

単位：人

昭和 35 年 (1960)	13,496
昭和 45 年 (1970)	40,988
昭和 55 年 (1980)	76,157
平成 2 年 (1990)	95,052
平成 12 年 (2000)	102,573
平成 19 年 (2007)	104,456

資料：統計かまがや（平成 19 年度版）

年齢 3 区分別人口比較表

平成 19 年	鎌ヶ谷市		船橋市		松戸市		柏市		白井市	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
0～14 歳	14,127	13.43%	80,129	13.72%	64,178	13.51%	52,894	13.71%	9,165	15.59%
15～64 歳	82,240	78.21%	397,372	68.03%	321,724	67.72%	263,474	68.29%	40,243	68.46%
65 歳～	8,786	8.36%	106,651	18.26%	89,211	18.78%	69,455	18.00%	9,373	15.95%
合 計	105,153	100.00%	584,152	100.00%	475,113	100.00%	385,823	100.00%	58,781	100.00%

資料：統計かまがや（平成 19 年度版）

<用語解説>

ア行

馬うま 預あずかり : 江戸幕府の役職のひとつ。

駅えき 馬うま : 街道や脇往還など主要道に置かれた宿場に、旅人や荷物運搬のための馬が置かれた。

カ行

金ヶ作陣屋かねがさくじんや : 金ヶ作町（現千葉県松戸市）に置かれた小金牧を管理する役所。

小金御厩こがねおうまや : 代々野馬奉行を務めた綿貫家の役宅。 68

サ行

鹿しし 狩がり : 軍事訓練の一環として行われた狩り。中野牧では、4回行われた。鹿・猪・兎などが狩りの対象とされた。

タ行

溜ため 込ごめ : 広義の捕込の一部。野馬捕りの際、野馬を留めておく場所。

チョコ帯たい : 常総粘土層の上限にあたり、30~70 cmの帯状の暗褐色の地層であるため、チョコ帯と呼ばれる。火山灰堆積物が土壌化した古土壌である。縦に特徴的な明瞭な割れ目が発達している。

中世ちゅうせい : 平安時代末~戦国時代あたりをさす。

T Pていーびー : 東京軽石層を表す記号。東京パミス（軽石）の略。約5万年前の箱根火山の大噴火により形成された地層のこと。箱根を中心に厚く東方に広く分布している。

捕込とつごめ : 広義は、野馬捕りの際に野馬を選別するための施設全体をさし、狭義の捕込・溜込・払込の3つを合わせた施設の総称をいう。狭義は、野馬が最初に入る込で、3歳馬とそれ以外の馬に選別する場所。

ナ行

野馬のま : 半野生の馬であることから、野馬と呼ばれた。

野馬捕りのまと : 牧内の野馬を、年に1回集め、幕府献上馬・農民への払い下げ馬に選別を行う。

野馬奉行のまぶぎょう : 幕府直轄の小金五牧・佐倉七牧を管理していた役職。世襲制。

野馬堀のまぼり : 村と牧との境に造られた堀。

野馬除土手のまよけどて : 村と牧との境に造られた土手。

ハ行

幕藩体制ばくはんたいせい : 幕府・諸藩が、本百姓を基盤にした封建支配を通して、厳格な身分制度のうえに行った統制の厳しい政治体制のこと。

払込ばらいごめ : 広義の捕込の一部。野馬捕りの際、3歳馬以外の野馬を野馬捕り終了後に野馬に帰すため、一時溜めておく場所。

マ行

牧士もくし : 牧に隣接する村の有力農民から選ばれた現地の直接管理者。

ワ行

綿貫家わたぬきけ : 野馬奉行を代々世襲した家柄。松戸市小金に居住した。